

各務原市ごみ処理基本計画

**2021（令和 3 年）3 月
各務原市**

目 次

第1章 計画の位置づけ	
1. 計画策定の背景	1
2. 「ごみ処理基本計画」の位置づけ	1
3. 計画で扱う廃棄物の範囲	2
4. 計画の期間	2
5. 上位計画・関連計画	3
第2章 前計画の総括	
1. 目標達成状況	9
2. 施策の実施状況	11
第3章 ごみ処理の現状及び評価	
1. ごみ処理の現状	15
2. ごみ処理の評価	29
第4章 ごみ処理基本計画	
1. ごみ処理基本計画	36
2. ごみ排出量及び処理量の見込み	45
第5章 計画の推進	
1. 低炭素社会との統合への配慮	51
2. 計画の推進と公表	51

第1章 計画の位置づけ

1. 計画策定の背景

市町村は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項の規定により、一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければなりません。

各務原市（以下、「本市」という。）は、平成 19 年 3 月に策定した各務原市ごみ処理基本計画（以下、「前計画」という。）により、主にごみの分別・リサイクルの観点から、ごみの減量化を図ってきました。

今回、前計画が目標年度を迎えるにあたり、国等における廃棄物・環境政策の動向や、市民・事業者のみなさまのご意見を踏まえ、新たなごみ処理基本計画（以下、「本計画」という。）を策定します。

2. 「ごみ処理基本計画」の位置づけ

本計画の位置づけを、図 1-1 に示します。

本計画は、本市総合計画で示された将来像を目指すための一般廃棄物分野における計画として、国が示す廃棄物処理の方針や循環型社会形成推進基本法の趣旨に沿った計画です。

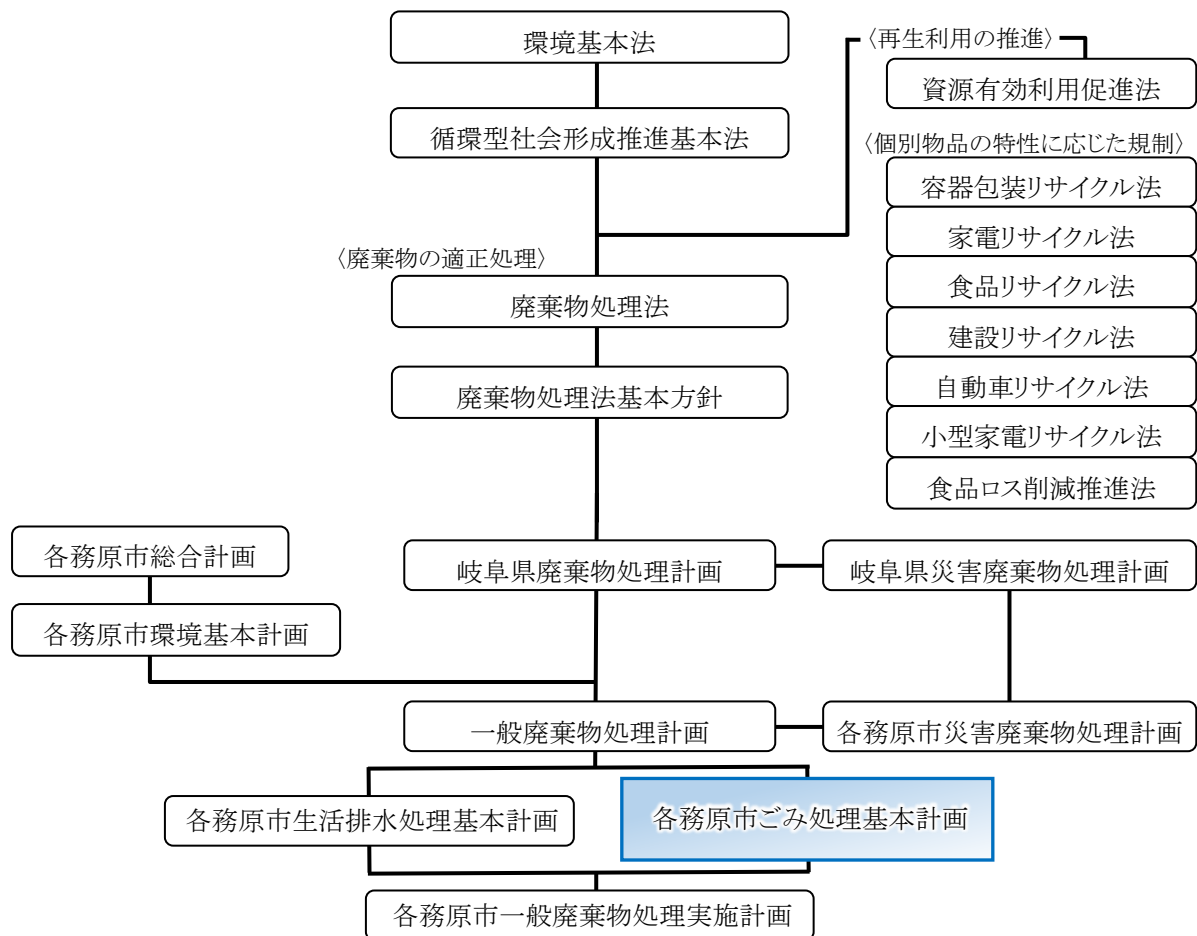


図 1-1 計画の位置づけ

3. 計画で扱う廃棄物の範囲

廃棄物の種類と本計画の範囲は、図 1-2 に示すとおりです。

廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、処理において市町村が統括的な責任を有する一般廃棄物を本計画の範囲とします。

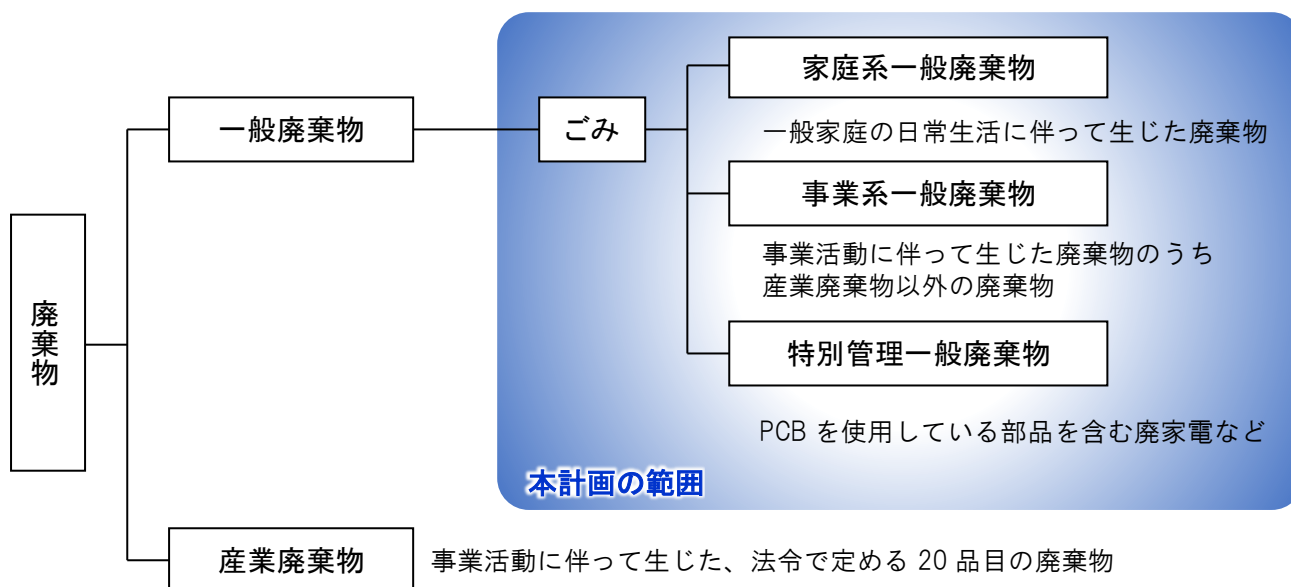


図 1-2 廃棄物の種類と計画の範囲

4. 計画の期間

計画の期間は、図 1-3 に示すとおりです。

本計画は、2021（令和 3）年度を計画初年度とし、2035（令和 17）年度を目標年度とする 15 年間を計画期間とします。また、段階的に目標を達成していくために、2025（令和 7）年度、及び 2030（令和 12）年度を中間目標年度として設定します。

なお、社会経済情勢の変動があった場合や、国や岐阜県における方針の変更等、計画の前提となる諸条件に大きな変更が生じた場合には、その都度見直しを行います。

西暦	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
和暦	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
内容・計画期間	▲基準年度	計画改定					▲中間目標年度					▲中間目標年度					▲計画目標年度

図 1-3 計画の期間

注）中間目標年度…達成状況の確認と社会経済情勢の変動などを踏まえて計画の変更を検討します。

5. 上位計画・関連計画

(1) 第四次循環型社会形成推進基本計画（2018（平成 30）年 6 月策定）

循環型社会の形成に向けて、概ね 2025（令和 7）年までに国が講ずべき施策を示しています。

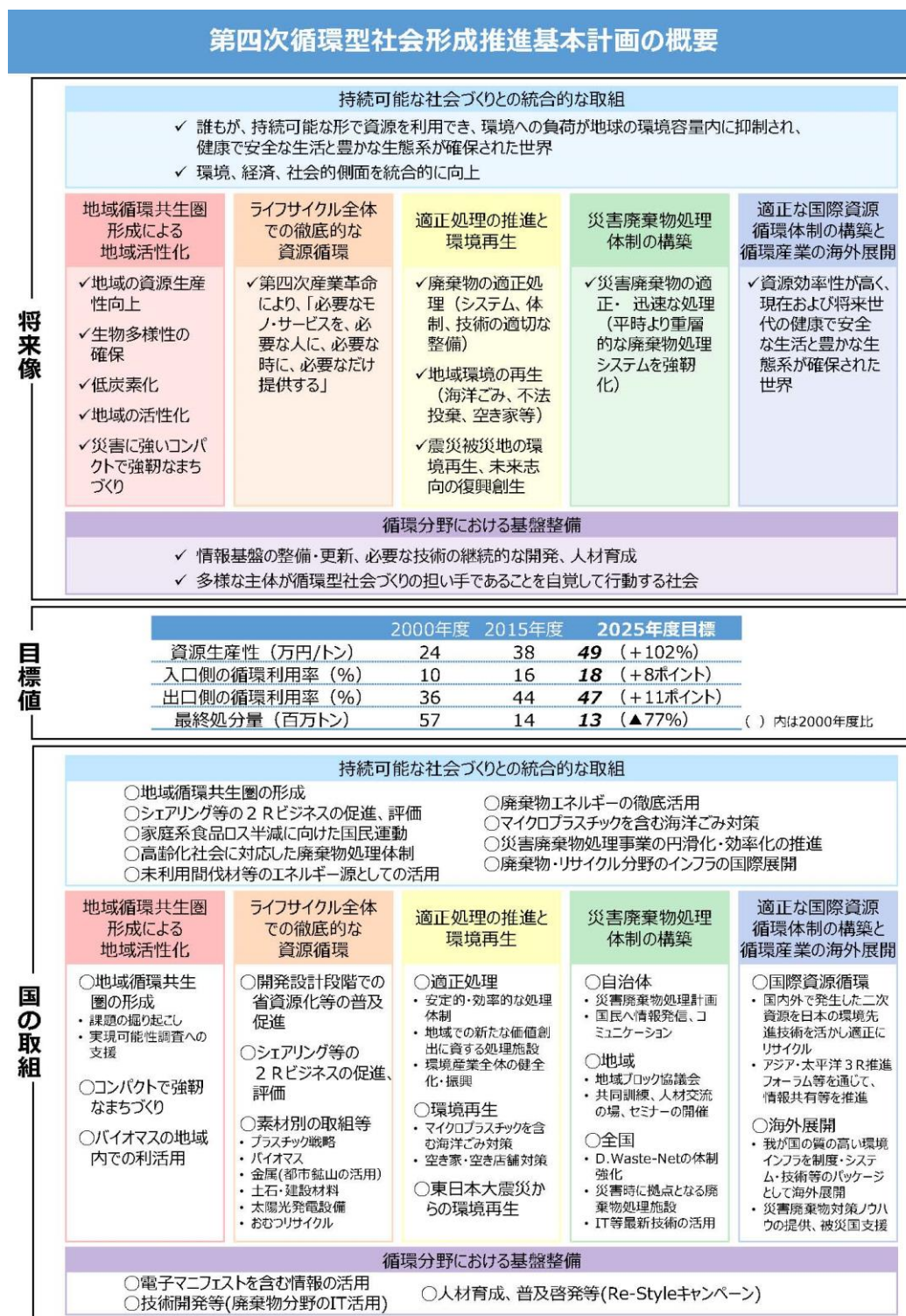


図 1-4 第四次循環型社会形成推進基本計画の概要

①多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化に関する指標

第四次循環型社会形成推進基本計画では、地域循環共生圏形成による地域活性化に関して、地域において、国民がごみの減量や分別等に積極的に取り組むことで、ごみ排出量を削減していくこと、事業者が一般廃棄物の減量化や分別等に積極的に取り組み、事業系ごみの排出量を削減していくこと、多くの地方公共団体が地域循環共生圏の形成に積極的に取り組んでいくことを目指しています。

このため、項目別物質フロー指標として「1人1日当たりのごみ排出量」、「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」及び「事業系ごみ排出量」を代表指標とし、項目別取組指標として「地域循環共生圏形成に取り組む地方公共団体数」を代表指標としています。

「1人1日当たりのごみ排出量」、「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」及び「事業系ごみ排出量」については、2025（令和7）年度を目標年次として表1-1に示す数値目標を設定しています。なお、これらの数値目標については現状以上の排出削減レベルを達成するという設定の元に算出しています。

表 1-1 多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化に関する指標

指標	2000（平成12）年 （基準年度）実績	2010（平成22）年度 実績	2025（令和7）年度 目標
1人1日当たりのごみ排出量	1,185 g/人/日	976 g/人/日	850 g/人/日
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	654 g/人/日	540 g/人/日	440 g/人/日
事業系ごみ排出量	1,799 万 t	1,297 万 t	1,100 万 t

②循環型社会の全体像に関する補助指標

第四次循環型社会形成推進基本計画では、循環型社会の全体像に関する指標のうち、最終処分量を補助する指標として、表1-2に示す数値を設定しています。

表 1-2 循環型社会の全体像に関する補助指標

指標	2000（平成12）年 （基準年度）実績	2010（平成22）年 度実績	2025（令和7）年度 目標
一般廃棄物の出口側の循環利用率	14.3%	20.8%	28%
一般廃棄物の排出量	5,236 万 t	4,536 万 t	3,800 万 t
一般廃棄物の最終処分量	1,051 万 t	484 万 t	320 万 t

(2) 廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（2016（平成 28）年 1 月改定）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき、廃棄物の減量化及び適正処理を推進しています。

情勢の変化を踏まえ、新たな廃棄物の概念や非常時に向けた対応について記載されています。

表 1-3 廃棄物の減量化の目標量

目 標	2015（平成 27）年度 実績値	2020（令和 2）年度 目標値
排出量	平成 19 年度比 約 5%削減	平成 24 年度比 約 12%削減
再生利用率	約 25%に増加	約 27%に増加
最終処分量	平成 19 年度比 約 22%削減	平成 24 年度比 約 14%削減
その他	—	1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量を 500g とする

(3) 廃棄物処理施設整備計画（2018（平成 30）年 6 月改定）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 3 の規定に基づき、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図るためのものです。

現在の公共の廃棄物処理施設の整備状況や、東日本大震災以降の災害対策への意識の高まり等、社会環境の変化を踏まえ、3R の推進に加え、災害対策や地球温暖化対策の強化を目指し、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保を推進しています。

表 1-4 施設整備事業の実施に関する重点目標

指標	2017（平成 29）年 見込み	2022（令和 4）年 目標
ごみのリサイクル率	21%	27%
最終処分場の残余年数	2017 年の水準を維持する	
ごみ処理施設の発電効率の平均値	19%	21%

(4) 岐阜県廃棄物処理計画

岐阜県は2017（平成29）年3月に「第2次岐阜県廃棄物処理計画」を改訂しました。改定後の主な施策の体系は、図1-5に示すとおりです。

市町村は、その区域内における一般廃棄物の処理について総括的な責任を負うとともに、循環型社会の形成に向けた地域における住民、事業者の自主的な活動の促進を図る役割を担っています。

【取組方針1】循環型社会の形成

【施策1】ごみ減量化の推進

- 家庭ごみ減量の推進
 - 新 食品廃棄物（食品ロス）削減（県民意識の啓発、市町村施策の支援）
 - 新 リサイクル施設の見学など体験型学習会の開催
 - ・ごみ減量化に関する情報発信
- グリーン購入（環境にやさしい買い物）の推進
 - ・東海三県一市グリーン購入キャンペーンの実施
- 環境教育・環境学習の推進
 - 新 市町村や市民団体と連携した、より効果的な環境学習のあり方の検討

【施策2】リサイクルの推進

- 各種リサイクル法の円滑な推進
 - 新 引取義務外の廃家電製品や使用済小型家電製品の回収体制整備の助言
- 多量に排出される産業廃棄物の再資源化の促進
- リサイクル製品の利用推進

【施策3】一般廃棄物の適正処理の推進

- 一般廃棄物処理施設への立入検査、施設整備等に対する支援
- 一般廃棄物の再資源化・最終処分量削減に向けた取組み支援

【施策4】産業廃棄物の適正処理の推進

- 産業廃棄物処理施設への立入検査の強化
- 排出事業者、処理業者の関係法令等の理解の促進
- 新 廃棄食品の不正転売事案を受けた監視体制の強化
- 新 電子マニフェストの利用促進
- 新 優良産業廃棄物処理業者認定制度の利用促進
- 産業廃棄物処理施設設置に係る合意形成を図るための手続条例の適正運用

図1-5(1) 第2次岐阜県廃棄物処理計画 改定後の主な施策の体系

【取組方針 1】循環型社会の形成

新【施策 5】有害廃棄物の適正処理の推進

- 新 高濃度 P C B 廃棄物の処理促進（保管状況の把握、広報）
- 新 水銀廃棄物の適正処理に向けた情報提供、助言

【取組方針 2】生活環境の保全

【施策 1】環境美化の推進

- 県内一体となった環境美化運動の推進
- 新 県内の環境美化活動団体との連携、活動情報の発信

【施策 2】災害廃棄物処理対策の推進

- 新 市町村における災害廃棄物処理計画の策定支援
- 隣接県等との支援体制の整備
- 災害時における支援体制の確立
- 新 災害廃棄物に関する情報の発信

【取組方針 3】不適正処理対策の推進

【施策 1】不法投棄等の不適正処理対策の推進

- 通報体制の整備
- 不適正処理事案の公表
- 関係機関との連携
- 監視活動の実施
- 新 廃棄食品の不正転売事案を受けた監視体制の強化（再掲）
- 岐阜県埋立て等の規制に関する条例の的確な運用

資料：「第 2 次岐阜県廃棄物処理計画 改定の概要」2017(平成 29)年・岐阜県
※見直し後に、新たに取り組む項目については、**新**と表記している。

図 1-5(2) 第 2 次岐阜県廃棄物処理計画 改定後の主な施策の体系

(5) 各務原市総合計画

各務原市の目標とする将来都市像について実現するための施策の方向性を具体化したものです。

総合計画の達成目標は、表 1-5 に示すとおりです。

2024（令和 6）年度における 1 人 1 日当たりのごみ焼却量の目標を 710g/人・日以下としています。

循環型社会における課題

- 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会を見直し、できる限り資源の消費・使用を減らして循環させることで、天然資源が保全され、環境負荷も低減される循環型社会の実現
- 北清掃センターの適正な維持管理に努め、焼却処理をするごみのさらなる減量化への取組
- リデュース(発生抑制)やリユース(再使用)が定着するための情報提供

表 1-5 総合計画（ごみ処理）の達成目標

指標	H26（参考値） 実績	H30（基準値） 実績	R6 目標
1 人 1 日当たりのごみ焼却量	747g/人・日	733g/人・日	710 g/人・日以下

(6) 各務原市環境基本計画

各務原市環境基本計画は、本市の環境政策を総合的、計画的に推進するためのものです。

その計画で定めている基本方針の「資源を大切に暮らすまちづくり」の目標は、表 1-6 に示すとおりです。

2027（令和 9）年度におけるリサイクル率の目標を 30.0%、焼却量の目標を 37,790t としています。

基本方針

- 環境を考え行動する人づくり
- 資源を大切に暮らすまちづくり
- 自然と共生するまちづくり

表 1-6 環境基本計画（ごみ処理）の達成目標

指標	2016（平成 28）年度 実績	2027（令和 9）年度 目標
リサイクル率	28.4%	30.0%
北清掃センターで焼却される ごみの量	39,780t	37,790t (5%削減)

第2章 前計画の総括

1. 目標達成状況

前計画で定めた目標の達成状況は、表 2-1 に示すとおりです。

排出量原単位及び最終処分量については目標を達成する見込みで、リサイクル率については目標を達成できない見通しです。

表 2-1 前計画の目標値と実績

項目	単位	実績値		目標値	評価
		2009（平成17）年度	2019（令和元）年度	2020（令和2）年度	
排出量原単位※	g/人・日	970	880	922	○
リサイクル率	%	23.4	27.9	35	×
最終処分量	t	3,208	413.3	1,092	○

（1）排出抑制の目標

排出量原単位の目標達成状況は、図 2-1 に示すとおりです。

古紙回収に力を入れることにより、ごみの排出量が減少しました。2019（令和元）年度の実績が 880g/人・日となっていることから、2020（令和2）年度についても目標を達成できる見込みです。

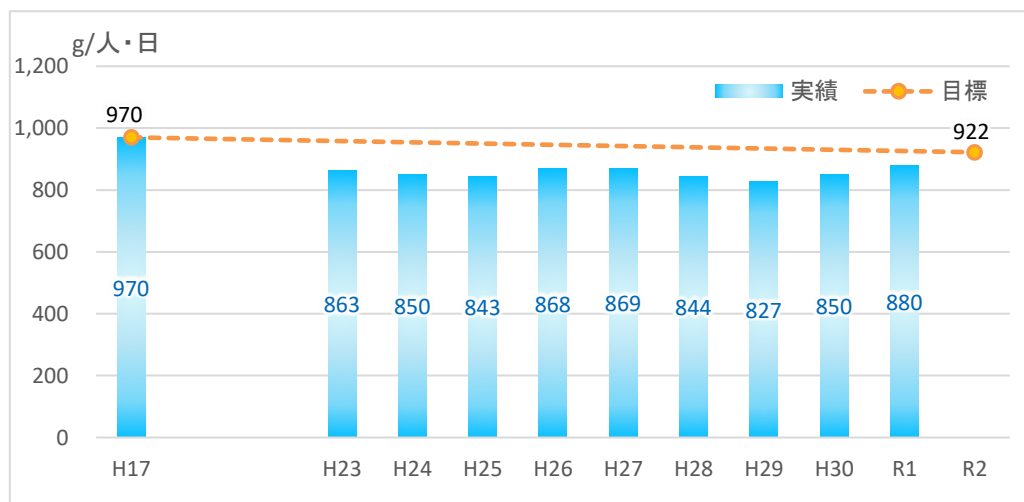


図 2-1 排出量原単位の実績と目標

注）2010（平成 22）年度までは各務原地区と川島地区でごみの分別区分が異なり、2011（平成 23）年度に統一された。

※ 排出量原単位は、1 人が 1 日にごみをどれだけ排出したかを示す値です。

排出量原単位＝（生活系廃棄物（集団回収及び古紙拠点回収量を除く）＋事業系廃棄物（併せ産廃量を除く））
÷人口÷年間日数

（２）リサイクルの目標

リサイクル率の目標達成状況は、図 2-2 に示すとおりです。

資源化促進によって、2009（平成 17）年度からは上昇したものの、近年は民間の古紙回収等によって、市が把握できない資源化量が増加しているため、比較は困難となっています。ただし、国のリサイクル率の 19.9%（2018（平成 30）実績）や岐阜県のリサイクル率の 18.2%（2018（平成 30）実績）と比較すると非常に高い数値となっています。

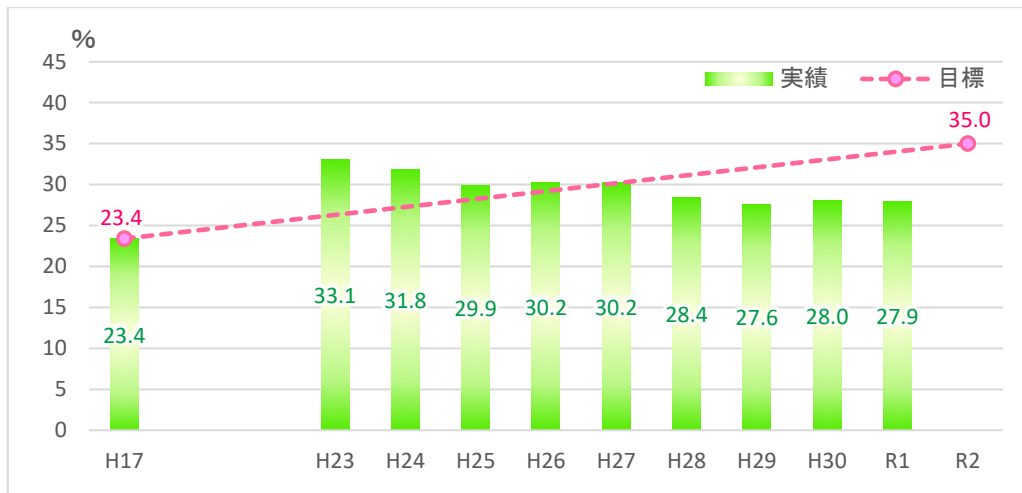


図 2-2 リサイクル率の実績と目標

（３）最終処分量削減の目標

最終処分量削減の目標達成状況は、図 2-3 に示すとおりです。

北清掃センターでゴミを焼却した際に発生する飛灰の最終処分について、埋立処分（委託）をしていましたが、再資源化を推進することにより、最終処分量を大幅に削減しました。2019（令和元）年度の実績が 413t となっていることから、2020（令和 2）年度についても目標を達成できる見込みです。

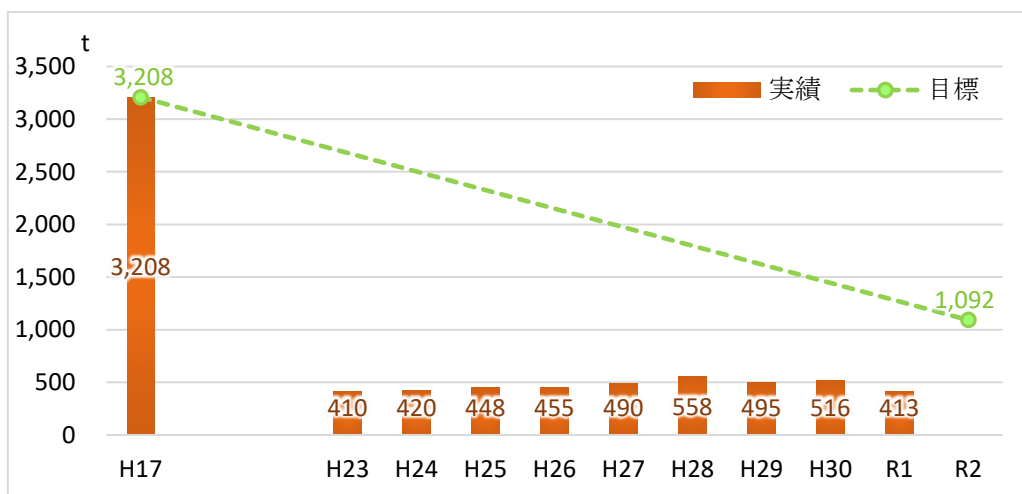


図 2-3 最終処分量の実績と目標

2. 施策の実施状況

前計画に示された施策の実施状況は、表 2-2 に示すとおりです。

表 2-2 (1) 前計画の施策実施状況

	施策の内容	取組内容及び評価
Ⅰ 市民・事業者への情報提供・指導	① 積極的な広報	評価：○
	循環型社会形成のための情報提供の実施	市の環境への取組を広報紙や環境報告書などで、わかりやすく情報提供した。
	転入者や外国人に対する情報提供	ごみ出しガイドブックの外国語版を作成した。
	インターネットウェブページの充実 携帯端末向けウェブページの作成	インターネットウェブページにごみ減量啓発ページを作成した（携帯端末向けも含む）。
	民間タウン誌の活用、啓発用ビデオの作成	民間タウン誌を活用して、資源集団回収や小型家電回収を推奨した他、啓発動画を作成してウェブで公開した。
	市指定袋の余白の利用	市指定袋に生ごみの水切りなどのごみ減量啓発文を記載した。
	② 説明会の充実	評価：○
	循環型社会形成のための説明会の実施	出前講座のメニューを作成し、希望に応じた講座を実施し、ごみの分別や減量についての説明・啓発を行った。
	公民館の講座の利用や、さまざまな機会を活用した積極的な説明会の実施	
	③ 排出時の指導の充実	評価：○
Ⅱ 環境学習プログラムの提供	警告シールの貼付や、職員による指導体制の充実、民間による通報制度の導入	警告シールの貼付や職員による指導体制を充実した。
	不動産管理会社等を通じた集合住宅への指導の徹底	不動産管理会社等を通じて集合住宅への指導を徹底した。
	① 社会教育における環境学習プログラム	評価：○
	② 学校教育における環境学習プログラム	
	幼児から高齢者までの幅広い層に向けた、さまざまな機会を活用した環境学習の実施	
	小中学校等への体験学習の要素を取り入れた環境学習プログラムの提供や、環境教育の強化、必要な資料の提供	
	環境サポーター制度（講師登録制度）の創設	
	市民環境講座の開設	市民講座登録制度により広く講師を募集し、市民環境講座を開設した。
	環境市民会議の設置	環境市民会議を設置した。

※評価指標「○：実施」「△：一部実施できなかった」「×：未実施」

表 2-2 (2) 前計画の施策実施状況

目 市 民 ・ 事 業 者 ・ 行 政 の 連 携	施策の内容		取組内容及び評価	
	① 市民、事業者との連携		評価：○	
	説明会、勉強会、各種イベント等を通じ、より多くの市民・事業者との連携強化		環境美化活動の日に市民・事業者が清掃活動を行うなどの活動を行った。また、市内教育機関と連携して環境フェアに出展し、環境保全についてのPRを実施した。	
	リサイクル協力店制度の実施		環境行動優良事業所制度を実施し、環境活動に積極的な事業所を登録した。	
	② 市民、事業者、市の役割分担の確立		評価：○	
	三者がともに話し合いを行える場を設定し、三者の具体的な役割分担を行う		環境基本計画を策定し、三者の役割分担や行動のあり方について記載した。	
	役割分担に応じた行動のあり方の検討、施策の反映			
	③ 市民、事業者の取組への支援		評価：○	
	家庭用生ごみ処理機購入助成事業の再導入		生ごみ堆肥化容器、剪定枝粉碎機及び家庭用電気式生ごみ処理機購入補助金交付制度を実施した。	
	PRの実施、マイバッグキャンペーンの実施		スーパー及びドラッグストアでレジ袋有料化を実施する際にマイバッグキャンペーンを実施した。	
	不用品交換銀行制度の充実		不用品交換銀行の登録情報をウェブページでも公開した。	
	リサイクルショップ、レンタル、リースサービスなど民間ルートの情報を積極的に提供する		市の発行する印刷物にリサイクル業者の広告を掲載した。	
	先進的な取組に対する表彰制度を実施、取組内容のPRを行う		環境行動優良事業所制度を創設し、環境行動に積極的な事業所をウェブページでPRした。	
	支援の体系化の検討		環境基本計画を策定し、三者の役割分担や行動のあり方について記載した。	
	④ 市民、事業者の自発的な活動の育成		評価：○	
	人材育成、場所や情報の提供、経費支援、ネットワーク作りの支援等の制度的実施		レジ袋削減キャンペーン等、関係団体と協働で環境啓発活動を実施した。	
	先進的活動に対する表彰制度や活動内容のPR		環境行動優良事業所制度を創設し、環境行動に積極的な事業所をウェブページでPRした。	
	複数団体や市民と事業者が共同して活動するためのコーディネート		活動団体を環境報告書に掲載し、希望があれば紹介することができることとした。	
	⑤ 事業者による回収等の推進		評価：○	
	資源有効利用促進法等の各種リサイクル法に基づく回収、メーカー等による自主回収の促進		ごみ出しガイドブックに掲載することにより、各種リサイクル法に基づく回収、メーカー等による自主回収を促進した。	
	小売店等で資源物自主回収の拡大		小売店等で資源物の自主回収を行った。	
	国等への拡大生産者責任の徹底の要請		会員として所属する全国都市清掃会議により、国に対して拡大生産者責任の強化について建議要望した。	
	社会情勢の変化等に応じて市の既存事業の見直し等を行う		社会情勢の変化等に応じて市の既存事業の見直し等を行った。	

※評価指標「○：実施」「△：一部実施できなかった」「×：未実施」

表 2-2 (3) 前計画の施策実施状況

目次	施策の内容	取組内容及び評価
市民・事業者・行政の連携	⑥ 集団回収の推進 評価：○	
	集団回収を通じた地域コミュニティ育成の支援	資源集団回収奨励金交付制度により集団回収を推進した。PTA等がごみステーションを利用した資源集団回収を実施する等、様々な形態で実施している。
	自治会、集合住宅等に集団回収実施の呼びかけ	
	資源回収団体を母体とした自発的活動の推進	
	⑦ 国、県、その他の地方公共団体等との連携 評価：○	
	引き続き連携を行う。また積極的に情報交換を行う	様々な会議・研修会に出席することで、国、県、その他の地方公共団体と連携・情報交換を実施した。
家庭ごみ有料化	家庭ごみ有料化 評価：○	
	可燃ごみ収集の有料化の実施について検討する	検討の結果、可燃ごみの有料化を実施した。
	粗大ごみ収集の有料化の実施について検討する	
事業者の排出者責任の適正化	事業者の排出者責任の適正化 評価：○	
	事業系廃棄物の排出実態の把握に努める	事業者の排出者責任についてウェブページに掲載した。また、不適正な処理を行っている事業者に対し、指導を行った。
	自己処理の推進並びに、適正分別、適正排出の徹底を図る	
	減量、分別指導の充実	
	大規模事業所の廃棄物減量への取組推進	
適正かつ効率的な収集業務の推進	① 収集方法の見直し 評価：○	
	家庭系ごみ有料化を見据えた収集方式の検討、実施	那加・稲羽・鶴沼・蘇原地区と川島地区の収集方式を統一し（一部を除く）収集の効率化を図った。
	排出者責任が明確化される収集方式への改善	ルール違反品を収集しないことにより、排出者への啓発を実施した。
	② 民間の事業者の活用 評価：○	
	社会情勢の変化にも対応可能な収集体制の検討	定期的に委託業者と会議や連絡調整を行い、適正な収集体制の確保に努めた。
適正な中間処理の維持、向上	① リサイクル推進のための中間処理システムの整備 評価：○	
	老朽化した粗大ごみ処理施設を更新するとともに、資源物の中間処理も含めたリサイクルセンターを建設する	平成 23 年 3 月に新リサイクル施設が完成した。また、北清掃センター改修のための検討・手続きを進めた。
	② 適正な中間処理施設の維持 評価：○	
	中間処理施設の適正な維持管理及び減量化に努める	中間処理施設の適正な維持管理及び減量化に努めた。
最終処分場の負担軽減	最終処分量削減に向けての研究 評価：○	
	受入企業の能力やコストを総合的に考慮し、飛灰の再資源化量を増やしていく	受入企業の能力やコストを総合的に考慮し、飛灰の再資源化量を増加した。
	中間処理施設でのゼロ・エミッションを目指す	中間処理施設で工程からの最終処分量のより一層の削減に努めた。

※評価指標「○：実施」「△：一部実施できなかった」「×：未実施」

表 2-2 (4) 前計画の施策実施状況

施策の内容		取組内容及び評価	
品目別の施策	① 古紙類	評価：○	
	発生抑制のPRの実施	過剰包装防止等、環境にやさしい買い物を広報紙を通じて啓発した。	
	資源物として古紙類の分別収集を開始する	資源集団回収や拠点回収の充実により、市民が気軽に古紙類を排出できる環境を整えた。	
	分別の徹底について広報等を通じて啓発	雑がみのリサイクルについて広報紙、イベント等を通じて啓発した。	
	② 生ごみ	評価：○	
	発生抑制のPRの実施	水切りや食品ロス削減について広報紙・イベント等を通じて啓発した。	
	家庭用生ごみ処理機購入助成事業再導入の検討	生ごみ堆肥化容器、剪定枝粉碎機及び家庭用電気式生ごみ処理機購入補助を実施した。	
	公共施設等での堆肥化推進	小中学校で生ごみ処理機を使用した食品残渣の処理を行った。	
	③ 剪定枝等	評価：○	
	民間等の施設を活用したシステムの構築	民間の施設を活用して、剪定枝等をバイオマス燃料としてリサイクルした。	
	④ 容器包装プラスチック	評価：○	
	発生抑制のPRの実施	広報紙を通じ、過剰包装防止等、環境にやさしい買い物を啓発した。	
	民間ルートによる自主回収の推進	小売店等による自主回収が行われた。	
実態の把握	必要に応じた分別収集の検討	サーマルリサイクルとして、焼却時の助燃剤として活用した。	
	⑤ 新たな資源化品目の研究	評価：○	
	更なる減量を目指して、新たな資源化品目を研究する	小型家電の分別収集を開始した。 プリンタのインクカートリッジの回収を開始した。	
廃棄物にか かる実態の把握	廃棄物にかかる実態の把握	評価：○	
	廃棄物の品目別・排出方法別の数量把握の手法の導入、施策への活用	統計資料に基づく実態の把握を行った。	
	統計資料の充実、実態調査の充実及び継続的実施による的確な実態把握	ごみ組成分析等の実態調査を実施した。	
	実態に基づく市民・事業者への情報提供・指導の充実	廃棄物の品目別・排出方法別の数量を環境報告書に掲載し、市民・事業者等への情報提供に努めた。	
XI 事業所としての市の取組推進	一事業所としての市の取組推進	評価：○	
	循環型社会の形成のための率先的な取組を行う	コピー枚数の削減や窓口封筒の配布の抑制等に努めた。	
	市が主催又は関係するイベントにおける使い捨て容器の使用抑制や再利用の推進を図り、廃棄物を減量する	リユースカップの使用や、ごみ箱の数を少なくしたり、ごみの持ち帰りを呼びかけるなどイベントごみの減量化に取り組んだ。	

※評価指標「○：実施」「△：一部実施できなかった」「×：未実施」

第3章 ごみ処理の現状及び評価

1. ごみ処理の現状

(1) ごみ処理の体制

① 分別区分

本市が収集・回収する生活系ごみの分別区分は、表 3-1 に示すとおりです。

表 3-1(1) 分別区分（2020（令和 2）年度）

分別区分			種類	
家庭系ごみ	ステーション収集	燃やすごみ	食品くず、プラスチック製品・おもちゃ、皮革・ゴム製品、発泡スチロール、資源にならない紙類、プラスチック製容器包装など ※指定ごみ袋に入れる	
		不燃ごみ等	ガラス・陶磁器類	茶碗、植木鉢、割れたコップ・ビン・ガラスなど
			カン以外の金属類	なべ、やかん、フライパン、包丁、おろしがね、画びょう、かみそり、磁石など ※包丁などの刃物類は刃の部分、針は針先をガムテープなどで包む
			有害類	ライター、乾電池、鏡、体温計などの水銀含有物、蛍光管など
			粗大ごみ	家具、家庭電化製品、自転車など
			その他のごみ	傘、ヘアードライヤー、カメラ、目覚まし時計など
		資源ごみ	カン類	アルミ缶、スチール缶、カセットボンベ（卓上）、缶詰の缶、スプレー缶など ※必ず中身を使い切って、軽くすすぐ ※4L以上のカンは、粗大ごみとして出す
			無色・透明のビン	油びん、牛乳びん、酒びん、化粧品の瓶など ※必ず中身を使い切って、軽くすすぐ
			その他の色のビン	※われたビンは、「ガラス・陶磁器類」として出す
			ペットボトル	 マークがついたもの ※ふたとラベルは燃やすごみに出す
			紙パック	 マークがついたもの ※酒のパックのようにアルミで内張りしたものは除く
			緑ごみ	草、落ち葉、枝など
			紙類・古着 (川島地区のみ)	紙パック（酒のパックのようにアルミで内張りしたものは除く）、新聞紙、チラシ、段ボール、雑誌類、古着
	拠点回収	古紙	新聞・チラシ、雑誌、段ボール、牛乳パック、雑がみ	
		小型家電	携帯電話、デジタルカメラ、ICレコーダーなど	

表 3-1(2) 分別区分（2020（令和 2）年度）

分別区分			種類
家庭系ごみ	団体・メーカー等による回収	資源集団回収	新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑紙、古着など
		法定リサイクル対象品	エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機衣類乾燥機
		製造メーカー、製造団体自主回収	パソコン、原動機付き自転車
	収集しないごみ	自己搬入できるごみ	多量に出たごみ、自身で修理・修繕した際に出たごみ
		自己搬入できないごみ	ガスボンベ、廃油、農薬などの危険なごみ タイヤ、バッテリー、消火器などの処理できないごみ
事業系ごみ	収集するごみ	一般廃棄物 家庭のごみと同質のもの。「事業用ごみ袋」に入れて 1 回の収集につき 3 袋まで（自治会にステーション使用の了解を得る）	
	収集しないごみ	自己搬入できるごみ	一般廃棄物 家庭のごみと同質のもの（プラスチックごみは除く）
		産業廃棄物	木くず、紙くず、繊維くず、ガラスくず、陶磁器くず、がれき類
		自己搬入できないごみ	上記以外のごみ

② ごみ処理フロー

令和元年度におけるごみ処理フローは、図 3-1 に示すとおりです。

本市の燃やすごみ及びガラス・陶磁器類は溶融施設で処理し、溶融スラグ・メタルをリサイクル、飛灰を薬剤処理後に民間の処分業者に処理を委託（リサイクル・埋立処分）しています。

また、不燃ごみ等のうち、カン以外の金物類・粗大ごみ及びその他のごみは破碎処理施設で鉄類・破碎残渣（可燃性・不燃性）に分け、鉄類を資源回収、破碎残渣を溶融施設で処理しています。

有害ごみは専門業者に処理を委託しています。

資源ごみのうち、ビン類・カン類・ペットボトル・紙パックは選別等を行い、それ以外は直接民間の処分業者にリサイクル処理を委託しています。

事業系ごみのうち一般廃棄物については、許可業者による収集又は自己搬入としていますが、家庭のごみと同質の燃やすごみは、少量の場合に限り、市が収集を行っています。

なお、産業廃棄物のうち、紙くず・木くず・がれき類等（以下、「併せ産廃」という。）については、一般廃棄物の処理業務に支障をきたさない範囲で受け入れています。

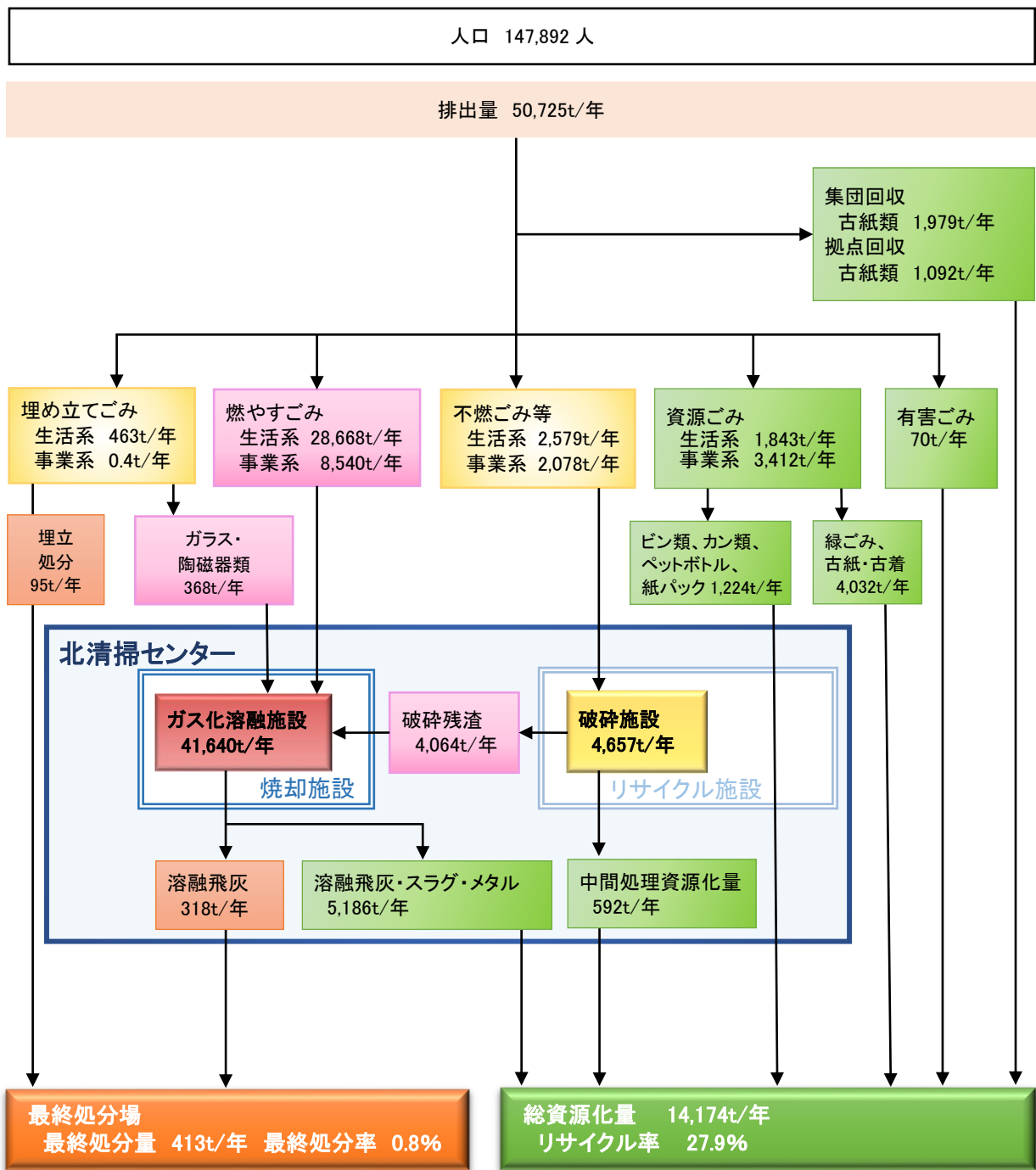


図 3-1 令和元年度における本市のごみ処理フロー

③ 収集運搬体制

本市における 2020（令和 2）年度の収集・運搬体制は、表 3-2 に示すとおりです。

表 3-2 収集・運搬体制（2020（令和 2）年度）

項目		収集形態	収集方法	収集頻度	排出方法	備考
燃やすごみ		委託	ステーション収集	週 2 回	指定ごみ袋	
分別して出すごみ	カン類	委託		月 1 回	コンテナ（黄）	
	無色・透明のビン				コンテナ（青）	無色・透明のビンの看板
	その他の色のビン				コンテナ（青）	その他の色のビンの看板
	ペットボトル				コンテナ（緑）	
	紙パック				コンテナ（緑）	紙パックの看板
	有害類				コンテナ（赤）	
	カン以外の金物類				コンテナ（黄）	カン以外の金物類の看板
	ガラス・陶磁器類				コンテナ（青）	ガラス・陶磁器類の看板
	粗大ごみ				－	
	その他のごみ				透明な袋	
紙類・古着（川島地区のみ）		委託		年 10 回	ひもで縛る	
緑ごみ		委託		月 1～2 回	透明な袋又はひもで縛る	
古紙		委託	拠点回収	随時	ひもで縛り回収 BOX	
小型家電		直営	拠点回収	随時	回収 BOX	

④ 中間処理施設

本市のごみは、各務原市北清掃センター（以下、「北清掃センター」という。）の焼却施設及びリサイクル施設で処理が行われています。施設の詳細は表 3-3 に示すとおりです。

表 3-3 北清掃センターの概要

項目	内容
名称	各務原市北清掃センター
住所	各務原市須衛 2500 番地 1
焼却施設	
焼却炉形式	高温ガス化直接溶融炉（シャフト炉式）
焼却能力	192 トン/日（64 トン/日×3 炉）
ごみピット	7,000 m ³
排ガス処理設備	活性炭吹込装置、ろ過式集じん装置（バグフィルタ）、乾式有害ガス除去装置（消石灰・活性炭吹込み）、触媒脱硝反応装置（アンモニア吹込み）
余熱利用設備	蒸気タービン発電（出力最大 2,400kW/時間） 場内給湯及び冷暖房、稲田園（老人福祉施設）へ温水供給
竣工	平成 15 年 3 月
リサイクル施設	
粗大ごみ破砕機	34 トン/日
ビン処理設備	6 トン/日
カン処理設備	3 トン/日
ペットボトル処理設備	3 トン/日
竣工	平成 23 年 3 月

⑤ 最終処分場

本市のごみ処理施設で中間処理された後の溶融飛灰は、委託先の民間業者でリサイクルまたは最終処分（埋立）されます。

（２）ごみ処理の実績

① ごみ排出区分の定義

本計画におけるごみに関する用語の定義は、図 3-2 に示すとおりとします。

本計画では、市民及び事業者等によって排出される全ての一般廃棄物の量を「ごみ発生量」とします。

しかし、事業者独自の資源回収・処理や市民による自家処理（生ごみの減量化等）によって、資源回収等がなされているもの等については、実数として捉えることが困難なことから、これを除いたものを「ごみ総排出量」とします。

「ごみ総排出量」のうち、本市の家庭から排出されたものを「生活系ごみ」、事業所や公共施設から排出されたごみを「事業系ごみ」とし、生活系ごみのうち、資源ごみと集団回収・古紙拠点回収で集められた資源を除いた、処理・処分が必要な燃やすごみ及び不燃ごみ等を「家庭系ごみ」とします。

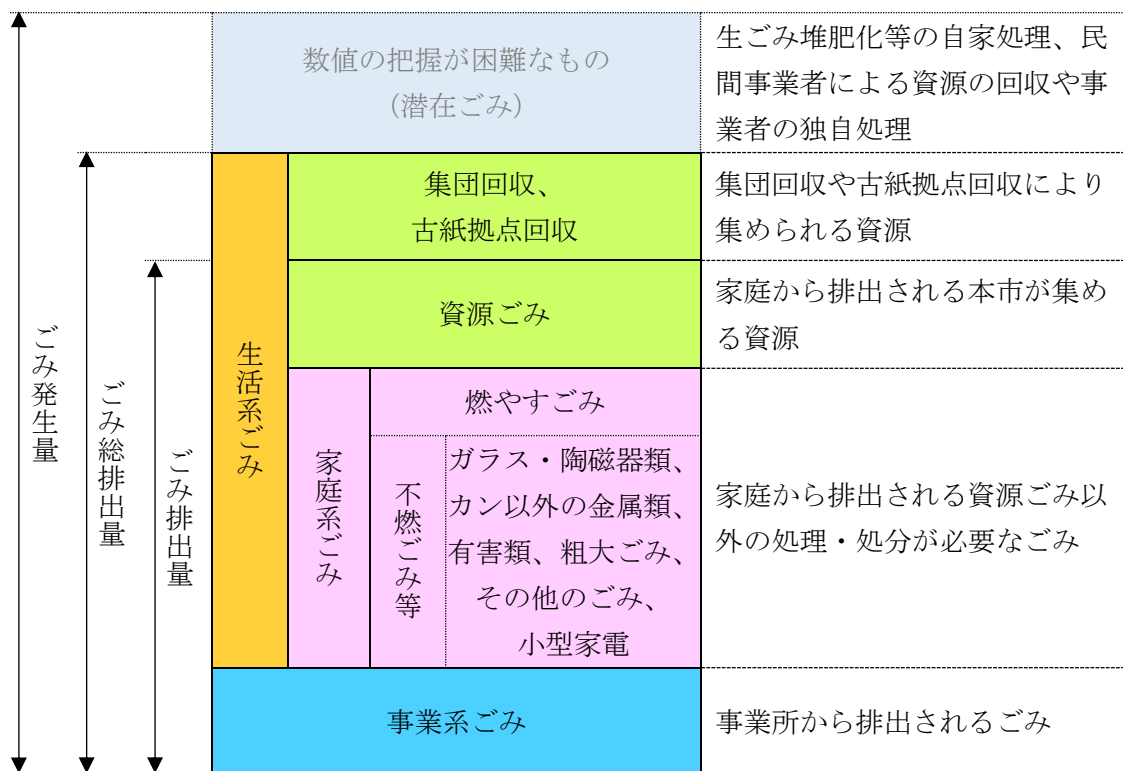


図 3-2 ごみ排出区分の定義

② ごみ排出量・処理量の推移

本市における過去 9 年間のごみ排出量、資源化量、中間処理量及び最終処分量の推移は、表 3-4 及び以下に示すとおりです。

本市では、2010（平成 22）年度まではごみの分別・収集及び処理先が各務原地区と川島地区の 2 つに分かれており、2011（平成 23）年度に統一されました。

表 3-4 ごみ排出量・処理量の推移

項目	単位	実績								
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1(H31)
処理区域内人口	人	149,589	149,488	148,926	148,661	148,332	148,446	148,272	148,017	147,892
ごみ総排出量	t/年	55,374.87	53,205.08	52,008.28	52,452.24	52,103.60	50,016.87	48,472.36	49,176.48	50,725.10
生活系ごみ	t/年	36,240.29	35,007.28	34,537.80	34,614.61	34,593.61	33,650.90	33,428.85	33,369.26	33,623.57
燃やすごみ	t/年	31,182.21	29,916.63	29,478.18	29,673.87	29,788.56	29,004.45	28,761.09	28,264.45	28,668.46
粗大ごみ	t/年	537.48	524.43	542.95	501.72	476.52	442.34	450.42	571.94	604.14
ガラス・陶磁器類	t/年	488.56	514.63	460.97	470.07	445.72	467.41	439.76	498.95	463.32
その他のごみ	t/年	1,254.14	1,223.70	1,266.86	1,170.67	1,111.86	1,032.10	1,050.98	1,334.52	1,409.68
カン以外の金物類	t/年	327.53	322.52	317.58	308.56	302.93	321.21	320.90	352.76	564.96
資源ごみ	t/年	2,379.43	2,425.77	2,399.88	2,410.99	2,389.36	2,317.02	2,339.58	2,280.68	1,843.14
カン	t/年	313.44	297.19	313.47	303.61	270.89	276.10	264.36	253.92	268.11
ビン類	t/年	1,016.43	963.64	985.78	932.70	921.53	880.54	846.63	799.03	756.53
ペットボトル	t/年	229.12	225.79	222.57	209.64	205.53	186.20	174.84	191.03	194.99
紙パック	t/年	4.73	4.70	4.38	4.27	4.01	4.05	4.12	3.96	4.29
古紙類（川島地区）	t/年	125.48	117.17	111.84	100.30	67.95	69.21	61.72	49.54	49.55
新聞・チラシ	t/年	50.44	48.23	49.67	44.50	32.67	32.39	27.70	21.56	20.19
雑 誌	t/年	47.63	39.73	34.37	30.34	14.13	14.17	13.46	10.62	9.85
雑がみ	t/年	0.00	0.00	0.00	0.00	3.58	4.15	3.28	2.47	5.02
牛乳パック	t/年	0.39	0.46	0.45	0.28	0.19	0.28	0.29	0.25	0.27
段ボール	t/年	27.02	28.75	27.35	25.18	17.38	18.22	16.99	14.64	14.22
緑ごみ	t/年	690.23	817.28	761.84	860.47	919.45	900.92	987.91	983.20	569.67
有害類	t/年	70.94	79.60	71.38	78.73	78.66	66.37	66.12	65.96	69.87
事業系ごみ	t/年	10,988.88	11,376.66	11,296.80	12,465.14	12,604.84	12,092.73	11,323.07	12,529.31	14,030.35
燃やすごみ	t/年	7,356.69	7,745.93	8,098.41	8,074.67	8,273.47	8,215.64	8,129.83	8,399.78	8,539.57
不燃ごみ	t/年	423.27	500.16	488.78	516.84	555.88	514.91	523.11	519.92	515.41
粗大ごみ	t/年	147.49	148.31	246.41	225.91	215.90	218.38	180.37	204.27	468.74
ガラス・陶磁器類	t/年	17.14	8.24	4.62	6.94	6.86	4.72	9.27	17.10	0.43
その他のごみ	t/年	344.11	346.04	574.98	527.14	503.77	509.55	420.88	476.65	1,093.74
資源ごみ	t/年	2,700.18	2,627.98	1,883.60	3,113.64	3,048.96	2,629.53	2,059.61	2,911.59	3,412.46
古着	t/年	0.00	0.00	8.91	11.50	8.39	5.81	3.49	2.33	1.04
古紙類	t/年	109.76	111.86	103.00	86.00	80.36	71.73	70.87	67.07	78.34
新聞	t/年	27.53	26.60	23.05	19.71	17.79	14.93	14.30	12.67	12.72
雑誌	t/年	46.87	45.26	42.53	37.69	34.64	31.51	29.87	28.91	37.77
ダンボール	t/年	35.36	40.00	37.42	28.60	27.93	25.29	26.70	25.49	27.85
緑ごみ	t/年	2,590.42	2,516.12	1,771.69	3,016.14	2,960.21	2,551.99	1,985.25	2,842.19	3,333.08
集団回収量	t/年	5,187.91	4,506.21	4,185.23	3,716.63	3,342.16	2,959.20	2,523.52	2,151.66	1,979.03
カン	t/年	53.74	50.60	52.36	49.08	46.66	43.10	0.00	0.00	0.00
古紙類	t/年	4,977.77	4,320.14	4,006.10	3,562.92	3,200.13	2,839.52	2,458.93	2,151.66	1,979.03
紙パック	t/年	36.73	34.10	32.55	30.67	27.44	25.85	23.59	20.74	21.05
新聞	t/年	2,156.48	1,955.76	1,845.34	1,689.78	1,746.66	1,551.32	1,317.42	1,124.15	1,040.34
雑誌	t/年	1,397.08	1,178.52	1,044.75	907.45	808.70	696.66	604.76	552.89	515.62
ダンボール	t/年	845.13	766.18	728.47	660.12	606.52	554.65	497.82	435.42	390.73
雑がみ	t/年	542.35	385.58	354.99	274.90	10.81	11.04	15.34	18.46	11.29
古着類	t/年	155.55	134.98	125.50	103.57	93.75	73.78	64.59	0.00	0.00
その他	t/年	0.85	0.49	1.27	1.06	1.62	2.80	0.00	0.00	0.00
古紙類拠点回収	t/年	2,957.79	2,314.93	1,988.45	1,655.86	1,562.99	1,314.04	1,196.92	1,126.25	1,092.15
新聞	t/年	1,202.01	929.46	784.42	658.53	614.05	505.67	447.55	402.70	352.56
雑誌	t/年	918.45	674.92	562.40	467.39	452.05	364.69	340.91	333.81	339.39
牛乳パック	t/年	0.04	0.00	0.00	0.07	0.00	0.08	0.07	0.02	0.03
ダンボール	t/年	638.27	495.04	456.47	382.89	361.22	328.97	300.47	283.15	286.87
古着	t/年	199.02	215.51	185.16	146.98	135.67	114.63	107.92	106.57	113.30
中間処理	焼却量	t/年	41,210.69	40,367.59	40,570.76	40,514.39	40,735.19	39,779.85	39,359.32	41,640.31
	可燃ごみ量	t/年	38,427.01	37,562.35	37,487.56	37,661.68	38,003.73	37,165.34	36,843.54	37,208.03
	不燃・粗大ごみの焼却量	t/年	2,783.68	2,805.24	3,083.20	2,852.71	2,731.46	2,614.51	2,515.78	2,976.23
資源化	総資源化量	t/年	18,317.74	16,894.97	15,538.98	15,848.12	15,758.00	14,198.36	13,366.27	14,174.34
	資源ごみ量（生活系+事業系）	t/年	5,079.61	5,053.75	4,283.48	5,524.63	5,438.32	4,946.55	4,399.19	5,192.27
	集団回収量	t/年	5,187.91	4,506.21	4,185.23	3,716.63	3,342.16	2,959.20	2,523.52	2,151.66
	古紙類拠点回収	t/年	2,957.79	2,314.93	1,988.45	1,655.86	1,562.99	1,314.04	1,196.92	1,126.25
	中間処理資源化量	t/年	355.67	360.97	420.78	459.33	481.50	464.56	466.46	529.18
	有害類	t/年	70.94	79.60	71.38	78.73	78.66	66.37	66.12	65.96
	溶融処理による 飛灰・スラグ・メタル	t/年	4,665.82	4,579.51	4,589.66	4,412.94	4,854.37	4,447.64	4,714.06	4,722.76
	リサイクル率	%	33.1	31.8	29.9	30.2	30.2	28.4	27.6	28.0
最終処分	最終処分量	t/年	409.95	419.89	448.05	454.73	489.92	557.69	494.70	516.46
	焼却処理による最終処分量	t/年	316.07	310.71	357.61	353.79	399.70	432.98	402.00	393.77
	直接最終処分量	t/年	93.88	109.18	90.44	100.94	90.22	124.71	92.70	122.69
	最終処分率	%	0.7	0.8	0.9	0.9	0.9	1.1	1.0	0.8

③ ごみ総排出量

ごみ総排出量の実績は、図 3-3 に示すとおりです。

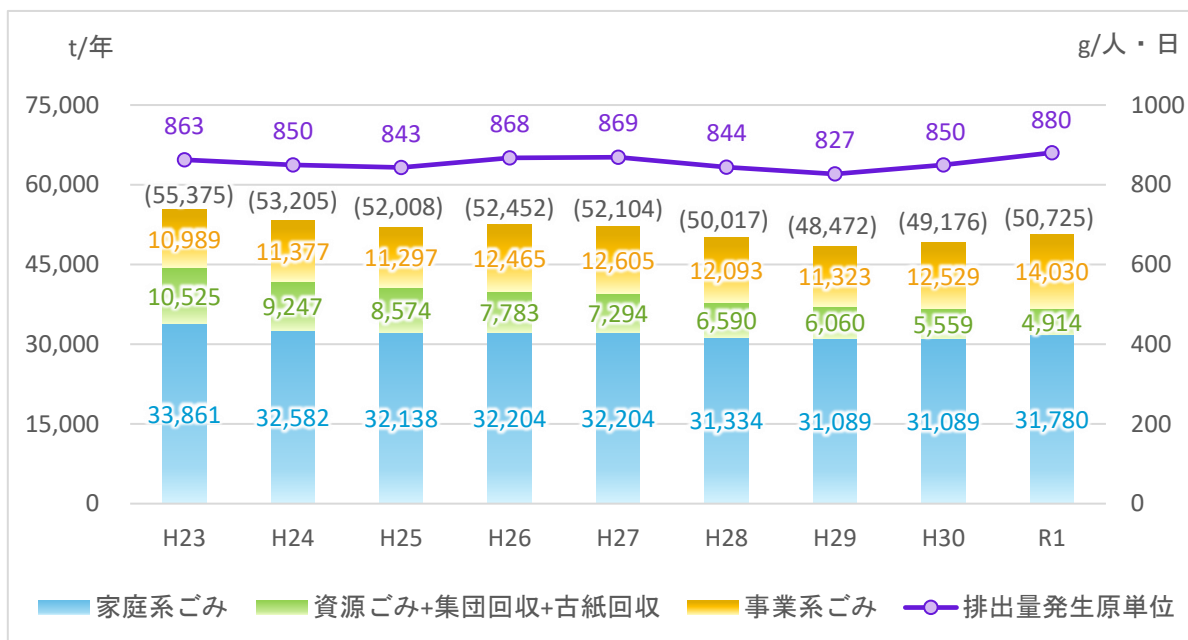


図 3-3 ごみ総排出量の実績

④ 生活系ごみ排出量

生活系ごみ排出量の実績は、図 3-4 に示すとおりです。

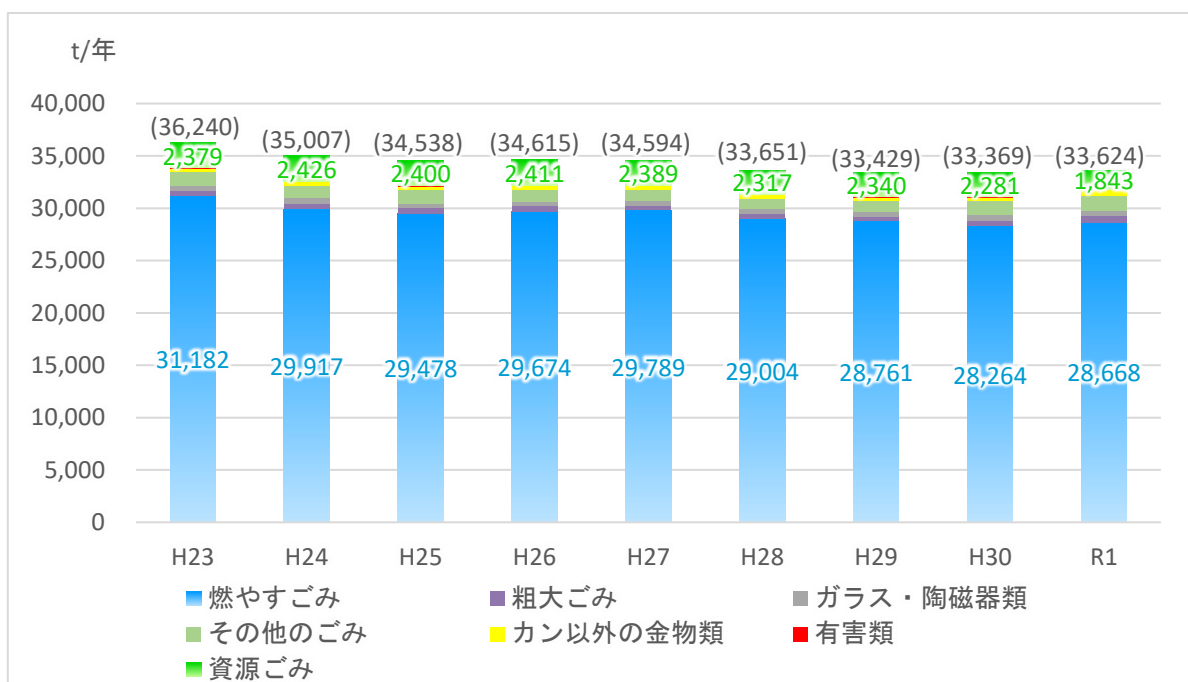


図 3-4 生活系ごみ排出量の実績

⑤ 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量の実績は、図 3-5 に示すとおりです。

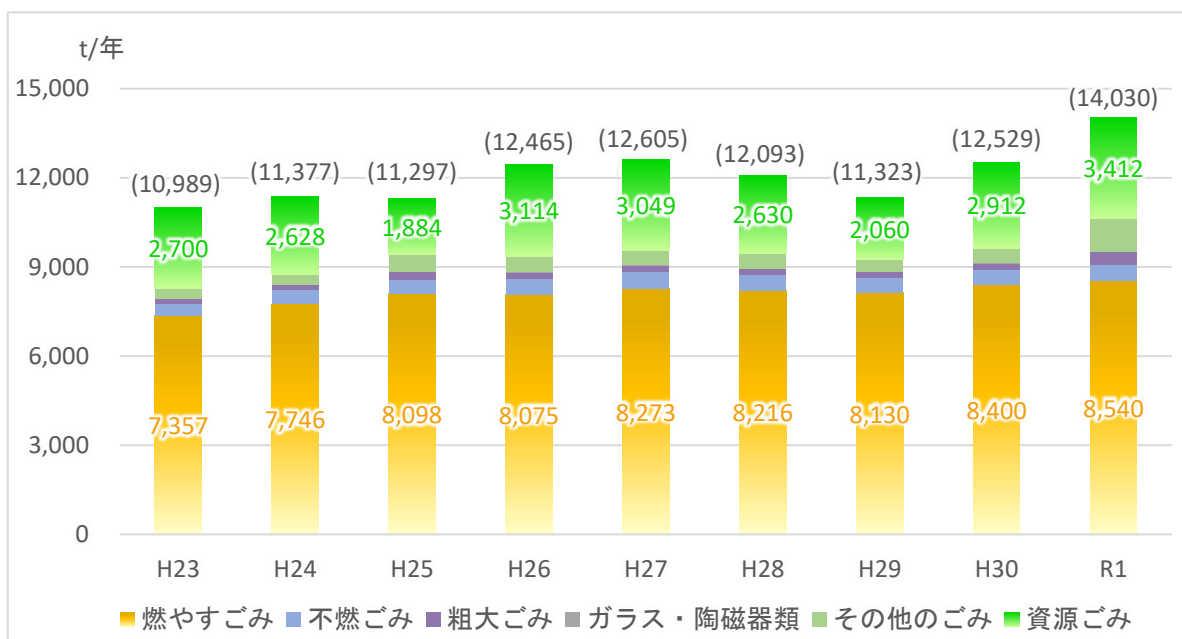


図 3-5 事業系ごみ排出量の実績

⑥ 資源化量・リサイクル率

資源化量・リサイクル率の実績は、図 3-6 に示すとおりです。

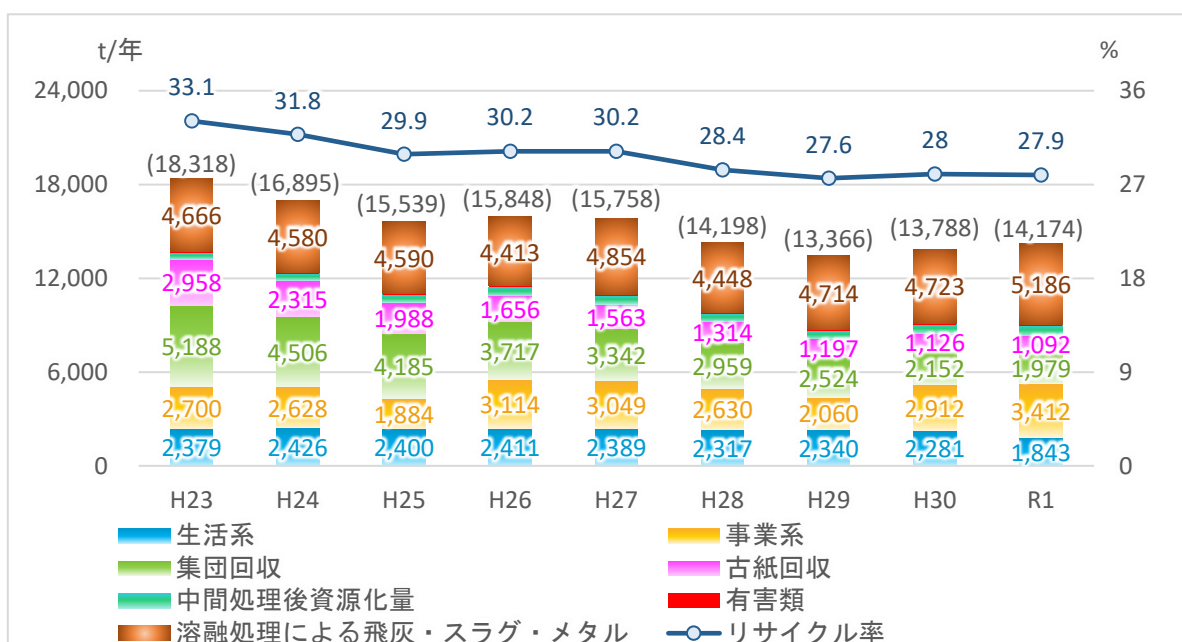


図 3-6 資源化量・リサイクル率の実績

⑦ 焼却量・最終処分量

焼却量及び最終処分量の実績は、図 3-7 に示すとおりです。

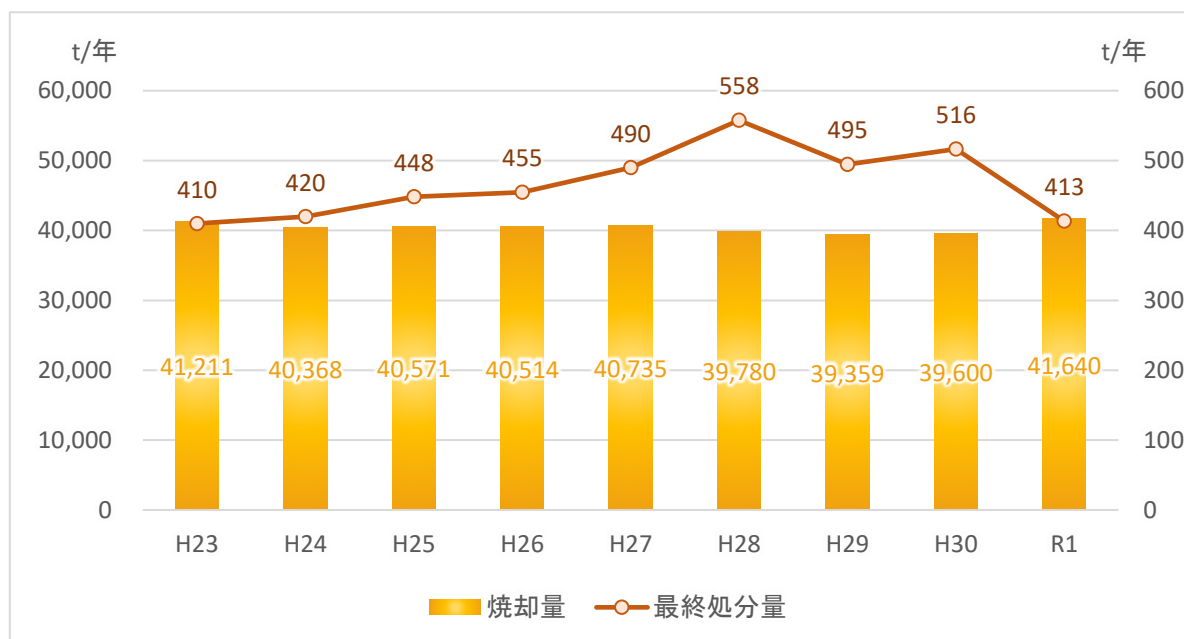


図 3-7 最終処分量の実績

(3) エネルギー回収・利用の実績

当施設は、ごみ熔融処理時に発生する熱を利用しての能力 2,400kW の発電機による発電及び熱利用を行っています。

発電量は 2018（平成 30）年度実績で 15MWh/年であり場内プラント動力、建築動力、照明電力に使用されているほか余剰電力を売却しています。

熱利用については、場内で利用する他、隣接する稲田園（老人福祉施設）に温水を供給しています。

北清掃センターの焼却施設におけるエネルギー利用状況（2018（平成 30）年度実績）は表 3-5 のとおりです。

また、ごみ 1t あたりの発電量は、図 3-8 のとおりです。

表 3-5 北清掃センターの焼却施設におけるエネルギー利用状況（2018（平成 30）年度実績）

内容	単位	エネルギー量合計
焼却施設		
発電量	kWh	15,003,140
需要量	kWh	17,463,335
売電力	kWh	294,703
買電力	kWh	2,754,898
稲田園給湯量		
場外使用（稲田園給湯）量	m ²	3,104

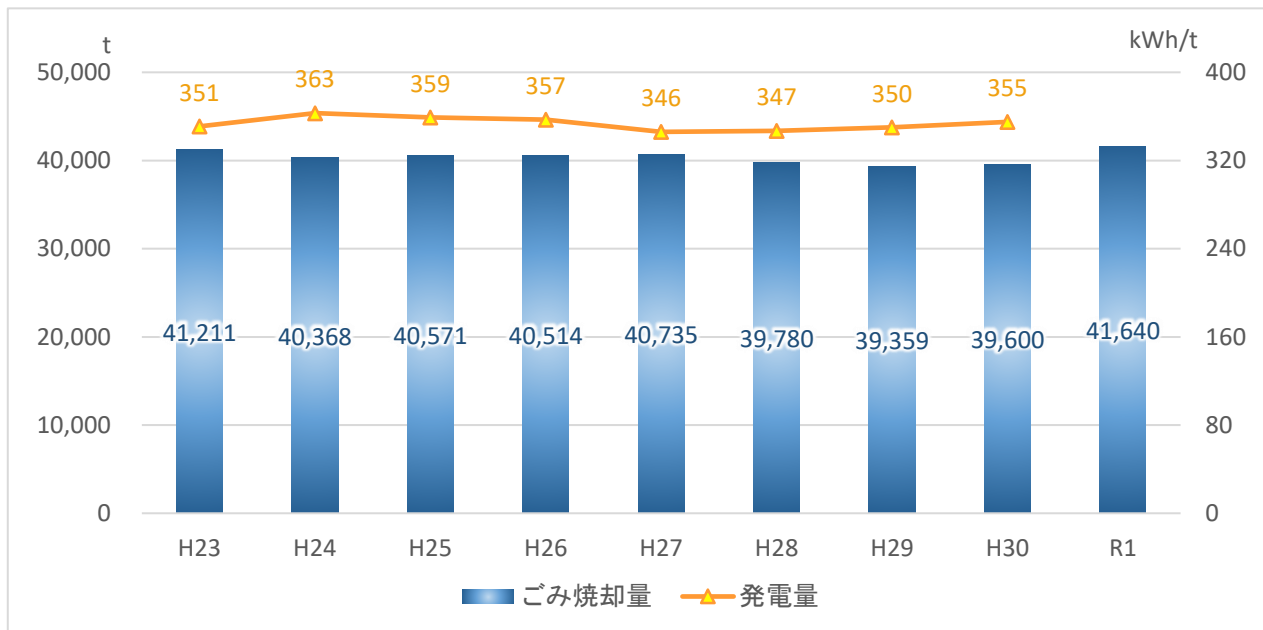


図 3-8 ごみ 1t あたりの発電量の実績

注）令和元年度は、北清掃センターの処理機器の一部が故障した期間があり、発電量の条件が異なるため省略する。

(4) 現状施策におけるごみ発生量の見込み

今後、ごみ処理において新たな施策を行わず、現行の施策を保持した場合のごみ発生量の見込みは、以下に示すとおりです。

① ごみ総排出量

ごみ総排出量の見込みは、図 3-9 に示すとおりです。

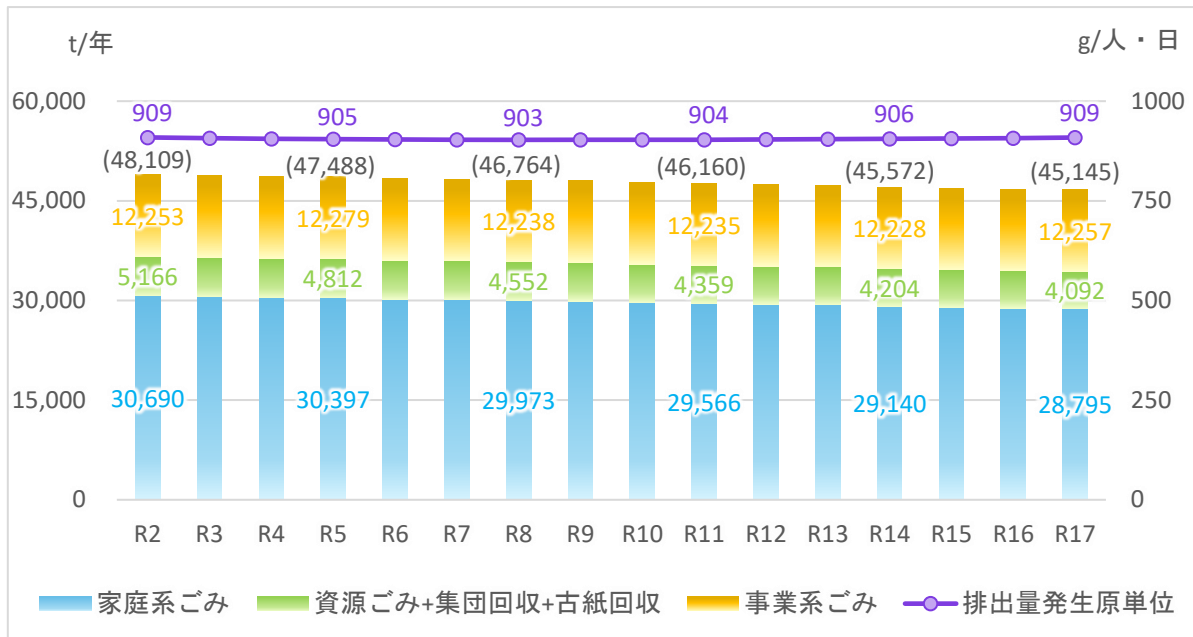


図 3-9 ごみ総排出量の見込み

② 生活系ごみ排出量

生活系ごみ排出量の見込みは、図 3-10 に示すとおりです。

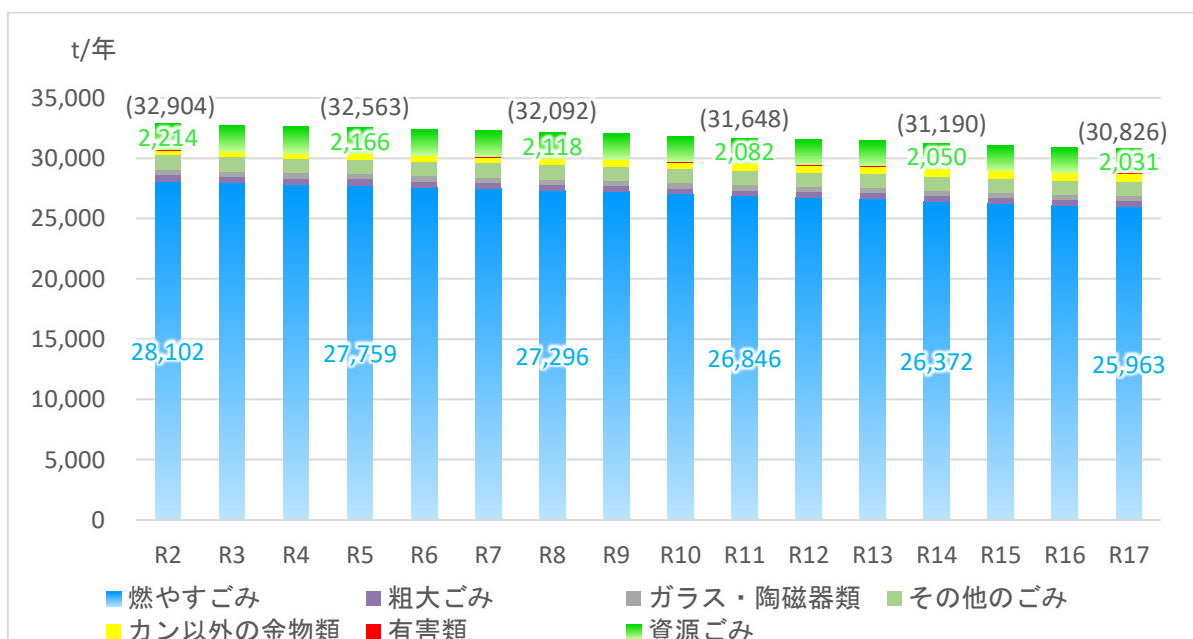


図 3-10 生活系ごみ排出量の見込み

③ 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量の見込みは、図 3-11 に示すとおりです。

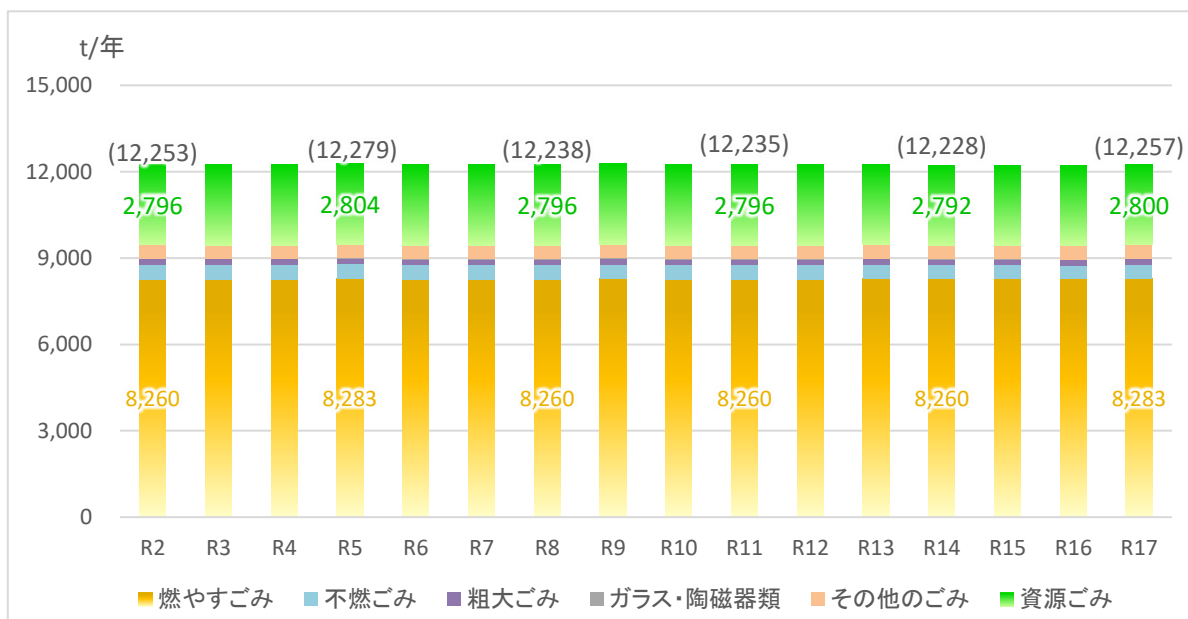


図 3-11 事業系ごみ排出量の見込み

④ 資源化量・リサイクル率

資源化量・リサイクル率の見込みは、図 3-12 に示すとおりです。

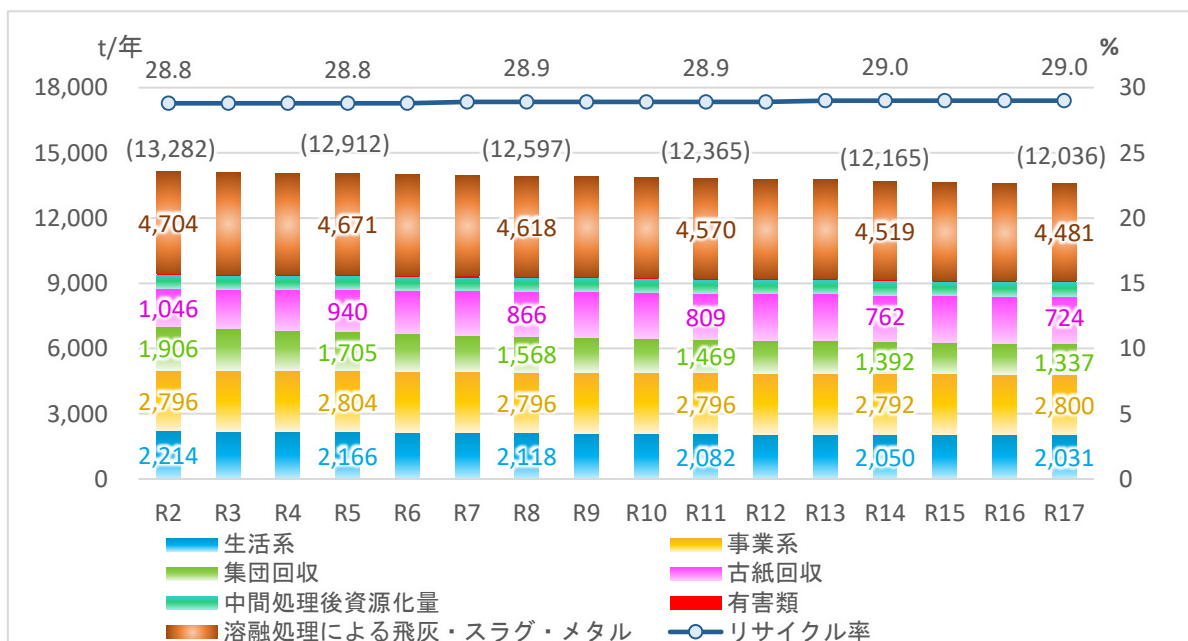


図 3-12 資源化量・リサイクル率の見込み

⑤ 焼却量・最終処分量

焼却量及び最終処分量の見込みは、図 3-13 に示すとおりです。

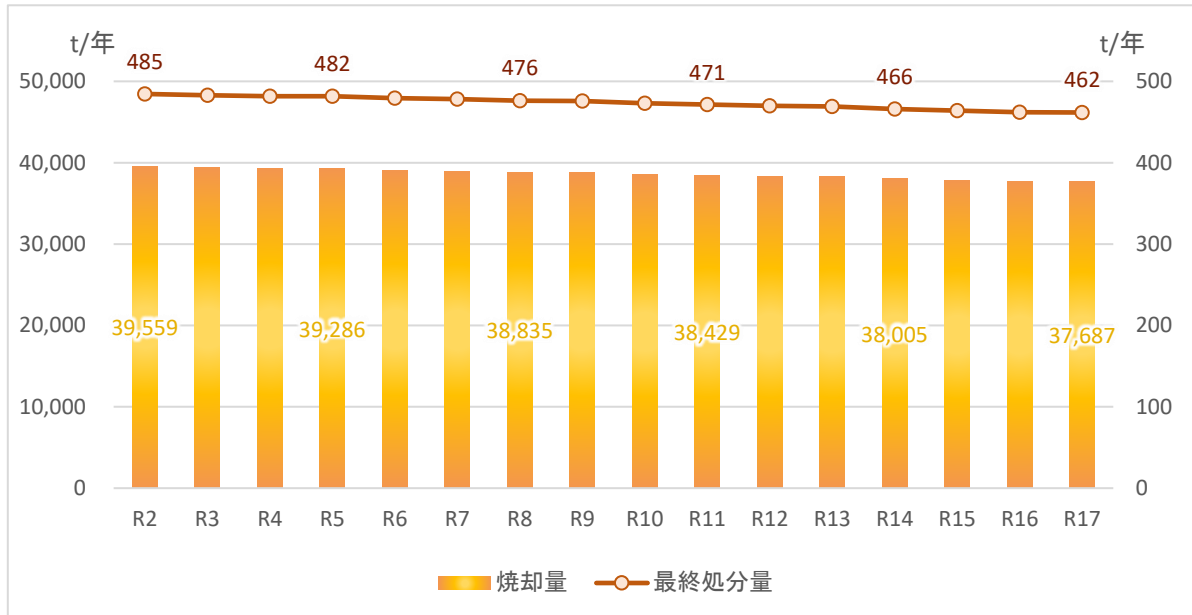


図 3-13 焼却量及び最終処分量の見込み

(5) 現状施策における発電量の見込み

現状施策における発電量の見込みは、図 3-14 に示すとおりです。

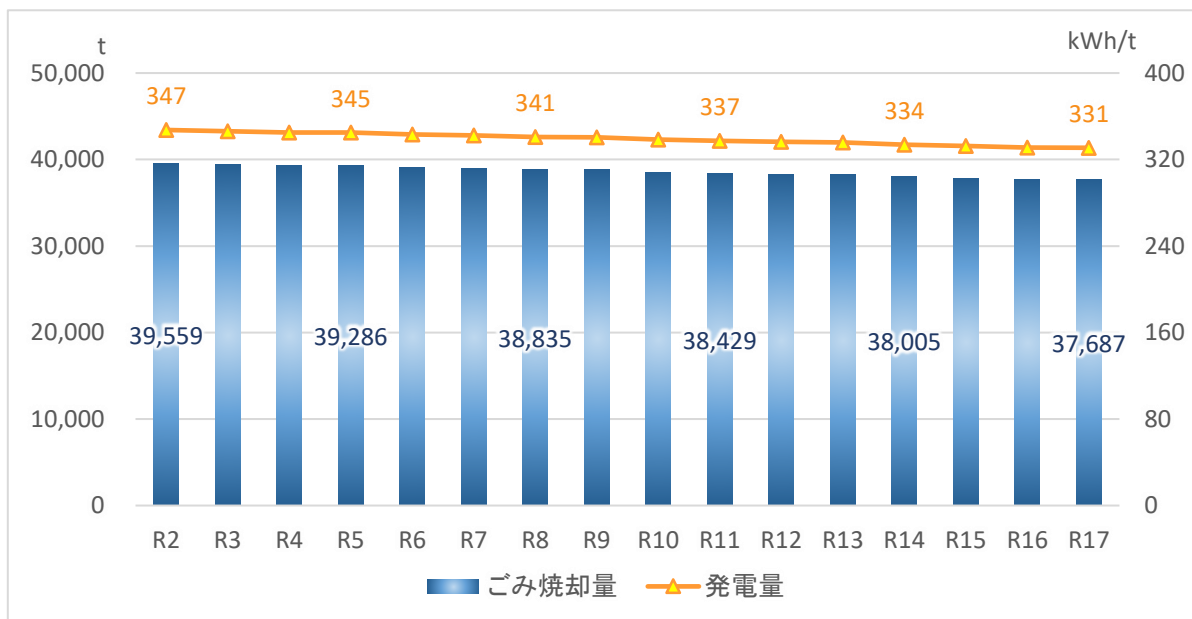


図 3-14 現状施策における発電量の見込み

2. ごみ処理の評価

(1) 類似団体とのごみ処理の比較

本市のごみ処理の状況（2019（令和元）年度実績）を、表 3-5 に示す 5 つの項目について、本市と都市形態区分・人口・産業構造が比較的類似している岐阜県内の自治体（以下、「類似団体という。」）（2018（平成 30）年度実績）と比較・評価しました。

図 3-6 は、類似団体を 100 とした時の本市の評価値※の比率を表しており、100 よりも大きな値であると高評価になることから、レーダーチャートの五角形の面積が大きいほど、ごみ処理が優れていることを表します。

本市の評価値は、廃棄物からの資源回収率と廃棄物のうち、最終処分される割合が類似団体よりも高く、基準値 100 を大幅に上回る良好な評価となっています。

表 3-6 5 つの評価項目及び評価値

評価項目	単位	各務原市	類似団体平均	評価値
①人口一人一日あたりごみ総排出量	g/人・日	934	918	98.3
②廃棄物からの資源回収率	%	22.9	16.5	139.1
③廃棄物のうち最終処分される割合	%	1.1	7.3	184.9
④人口一人当たり年間処理経費	円/人/年	12,261	11,894	96.9
⑤最終処分減量に要する費用	円/年	36,068	38,481	106.3

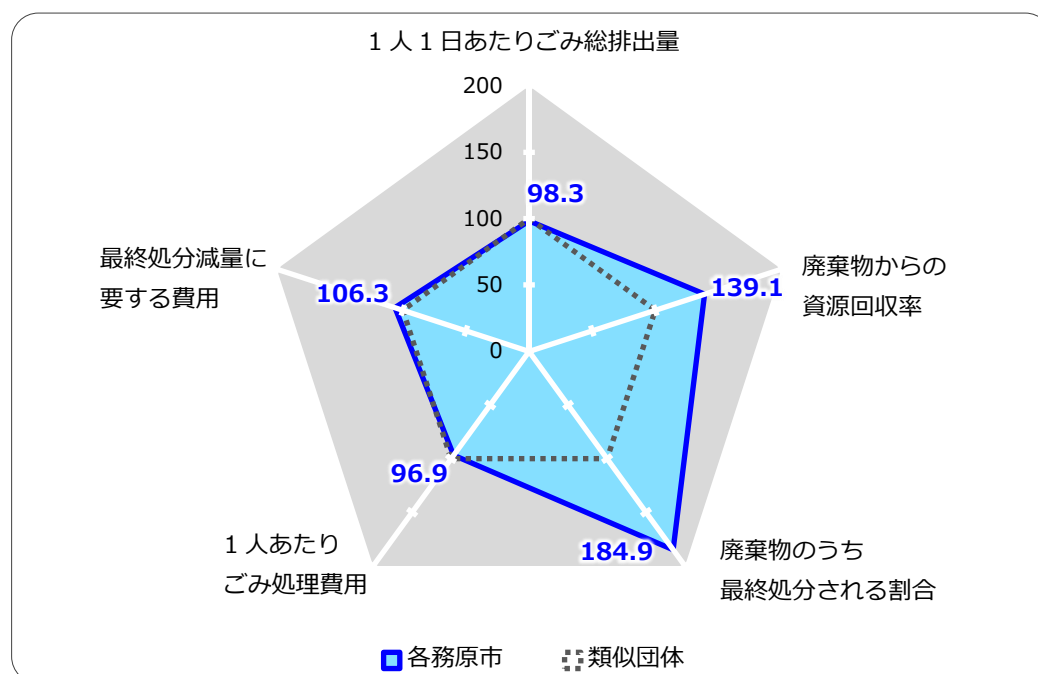


図 3-15 本市のごみ処理の評価

※ 評価値は、評価項目の基準値を 100 としたときの指標値の比率（指数）を、『市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針』（平成 25 年 4 月・環境省）により算出しました。

① 人口1人1日あたりごみ総排出量

本市と類似団体の人口1人1日あたりごみ総排出量の比較は、表 3-7 及び図 3-16 に示すとおりです。他市と比較して、平均値とほぼ同水準となっています。

表 3-7 人口1人1日あたりごみ総排出量の比較

単位：g／人・日

市町村名		2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
各務原市		994	984	945	919	934
類似団体	OG 市	954	936	919	915	924
	TM 市	1073	1005	987	995	992
	TJ 市	958	921	966	981	972
	SK 市	911	947	963	936	953
	NK 市	1055	1034	1064	1014	984
	HS 市	825	850	909	932	952
	EN 市	1008	1008	987	999	1023
	MK 市	804	814	787	779	792
	TK 市	710	749	823	825	798
	KN 市	914	888	851	831	793
	平均	921	915	926	921	918
	最大	1073	1034	1064	1014	1023
	最小	710	749	787	779	792

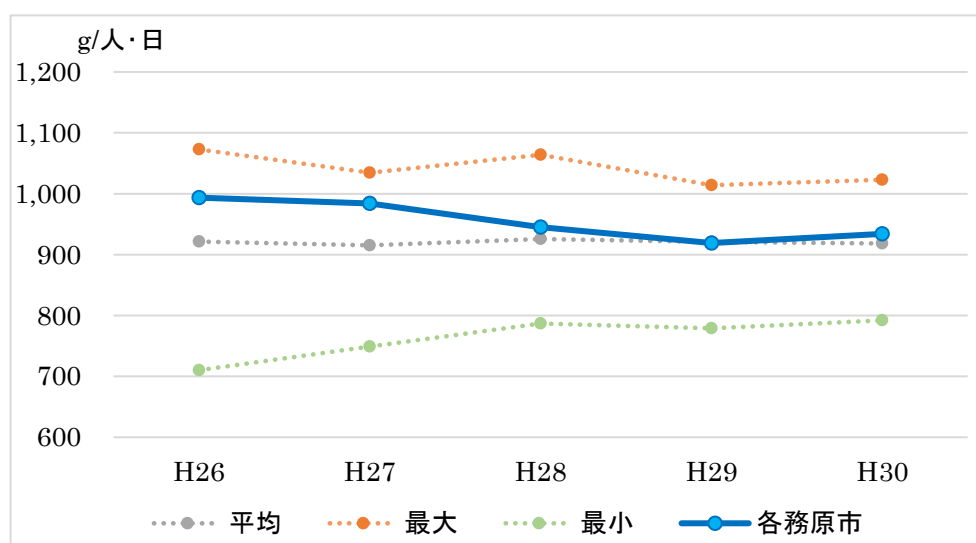


図 3-16 人口一人一日あたりごみ総排出量の比較

② 廃棄物からの資源回収率

本市と類似団体の廃棄物からの資源回収率の比較は、表 3-8 及び図 3-17 に示すとおりです。
他市と比較して高い数値となっています。

表 3-8 廃棄物からの資源回収率の比較

単位：％

市町村名		2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
各務原市		28.6	28.6	26.9	25.8	22.9
類似団体	OG 市	22.7	21.4	21.6	20.3	20.4
	TM 市	18.9	19.3	18.5	17.4	16.7
	TJ 市	24.5	17.7	15.8	20.8	21.6
	SK 市	16.1	15.5	15.2	13.9	13.5
	NK 市	18.1	18.8	17.8	18.4	17.4
	HS 市	22.0	21.1	19.7	18.7	17.8
	EN 市	7.2	7.3	16.7	15.9	14.3
	MK 市	20.0	19.3	20.3	19.4	17.6
	TK 市	14.5	13.9	13.1	11.3	11.9
	KN 市	16.0	16.0	15.1	14.6	13.4
	平均	18.0	17.1	17.4	17.1	16.5
	最大	24.5	21.4	21.6	20.8	21.6
	最小	7.2	7.3	13.1	11.3	11.9

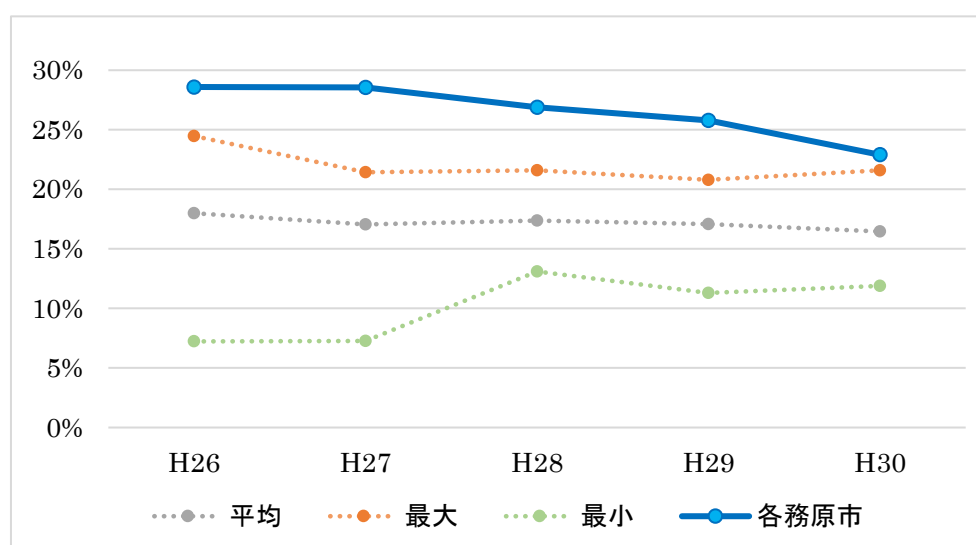


図 3-17 廃棄物からの資源回収率の比較

③ 廃棄物のうち最終処分される割合

本市と類似団体の廃棄物のうち最終処分される割合の比較は、表 3-9 及び図 3-18 に示しておりです。他市と比較して低い（良好な）数値となっています。

表 3-9 廃棄物のうち最終処分される割合の比較

単位：％

市町村名		2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
各務原市		0.9	0.9	1.1	1.0	1.1
類似団体	OG 市	5.5	4.2	3.0	3.8	4.1
	TM 市	20.1	13.2	12.4	13.2	17.5
	TJ 市	10.8	12.1	6.7	6.5	6.4
	SK 市	3.9	3.3	3.8	2.5	4.3
	NK 市	8.0	7.6	7.9	8.7	8.5
	HS 市	7.0	6.8	0.0	3.9	3.9
	EN 市	5.6	6.0	3.8	3.5	5.0
	MK 市	7.8	10.2	9.5	1.8	1.9
	TK 市	17.9	17.1	18.8	20.8	15.5
	KN 市	8.6	8.3	8.0	8.4	5.8
	平均	9.5	8.9	7.4	7.3	7.3
	最大	20.1	17.1	18.8	20.8	17.5
	最小	3.9	3.3	0.0	1.8	1.9

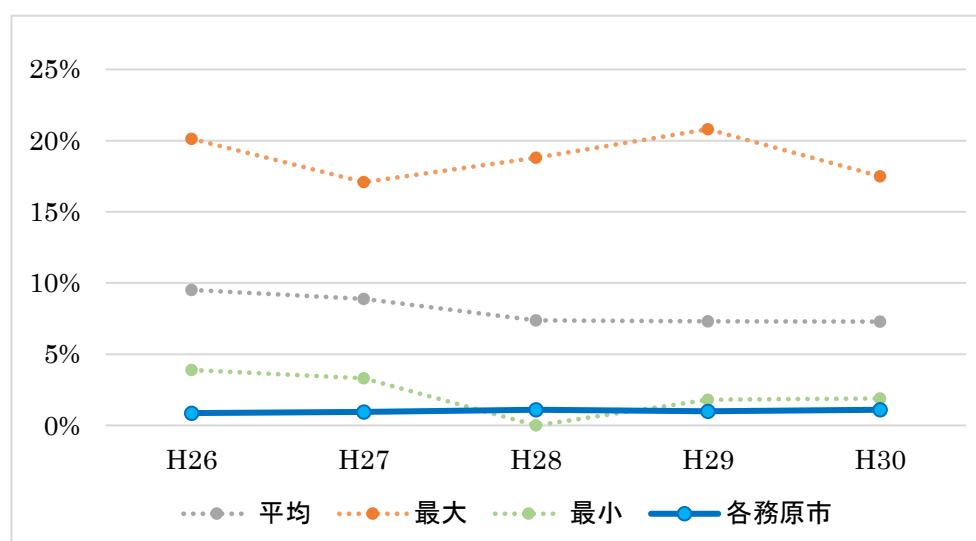


図 3-18 廃棄物のうち最終処分される割合の比較

④ 人口１人当たり年間処理経費

本市と類似団体の人口１人当たり年間処理経費の比較は、表 3-10 及び図 3-19 に示すとおりです。他市と比較して、平均値とほぼ同水準となっています。

表 3-10 人口１人当たり年間処理経費の比較

単位：円/人/年

市町村名		2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
各務原市		12,932	12,888	12,775	13,253	12,261
類似団体	OG 市	11,723	11,913	20,943	17,465	11,767
	TM 市	9,626	9,877	10,136	10,108	12,172
	TJ 市	13,060	13,033	12,711	13,468	14,553
	SK 市	16,127	15,425	12,249	11,947	12,829
	NK 市	13,529	13,815	13,865	14,123	13,912
	HS 市	12,182	13,046	11,416	11,049	11,056
	EN 市	23,142	17,574	16,719	16,639	15,942
	MK 市	10,865	10,914	10,818	10,512	9,432
	TK 市	6,860	6,617	7,456	7,075	7,197
	KN 市	10,801	10,465	10,491	11,174	10,230
	平均	13,321	12,611	11,966	11,998	11,894
	最大	23,142	17,574	16,719	16,639	15,942
	最小	6,860	6,617	7,456	7,075	7,197

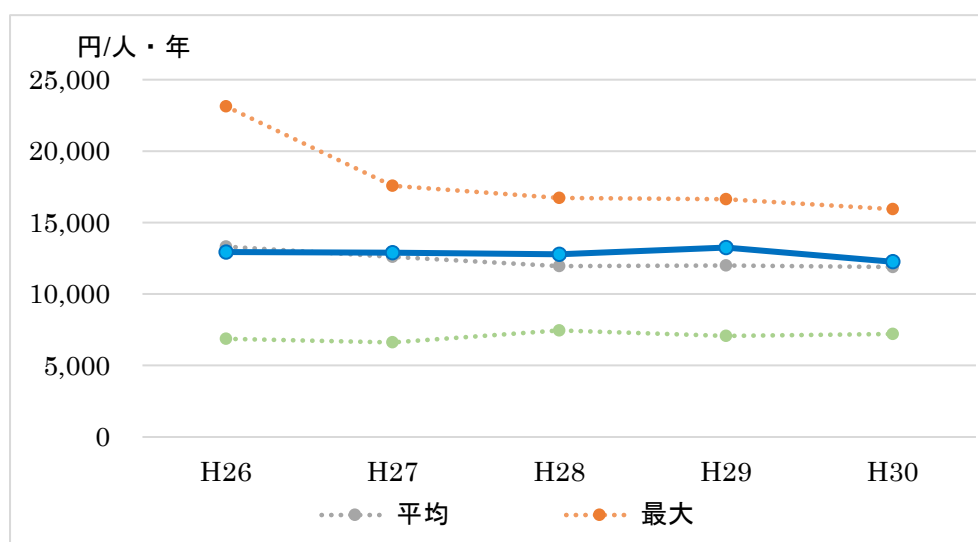


図 3-19 人口一人当たり年間処理経費の比較

⑤ 最終処分減量に要する費用

本市と類似団体の最終処分減量に要する費用の比較は、表 3-11 及び図 3-20 に示すとおりです。他市と比較して、平均値とほぼ同水準となっています。

表 3-11 最終処分減量に要する費用の比較

単位：円/t

市町村名		2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
各務原市		35,709	35,834	21,062	39,592	36,068
類似団体	OG 市	30,768	31,453	41,131	32,218	31,173
	TM 市	29,196	29,102	34,621	30,025	38,943
	TJ 市	40,551	41,012	30,099	39,164	42,388
	SK 市	48,651	43,862	37,834	34,489	37,012
	NK 市	37,582	38,875	34,510	41,142	42,020
	HS 市	41,362	43,730	45,589	40,186	39,575
	EN 市	92,550	66,394	39,471	55,885	56,108
	MK 市	34,614	36,686	56,559	34,614	32,654
	TK 市	20,611	18,373	37,217	19,585	19,003
	KN 市	39,066	38,570	37,116	42,706	39,089
	平均	44,373	40,938	39,799	38,471	38,481
	最大	92,550	66,394	56,559	55,885	56,108
	最小	20,611	18,373	30,099	19,585	19,003

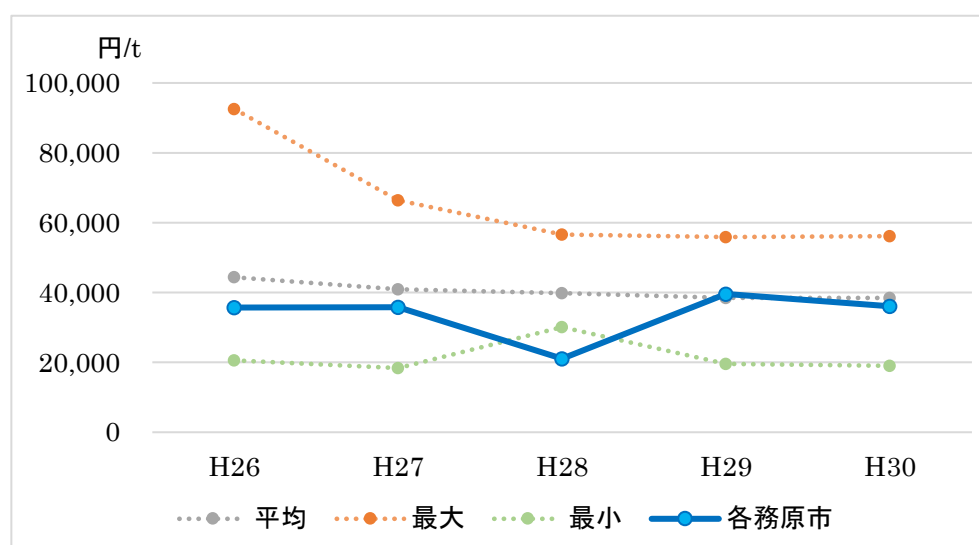


図 3-20 最終処分減量に要する費用の比較

(2) エネルギー回収・利用の評価

北清掃センターにおけるエネルギー回収・利用について、発電効率の動向は表 3-12 に示すとおりです。

また、発電効率を全国平均及び岐阜県平均と比較すると、北清掃センターの発電効率は、両者を上回る状況です。

表 3-1 発電効率の動向

区分	単位	2014(H26) 年度	2015(H27) 年度	2016(H28) 年度	2017(H29) 年度	2018(H30) 年度
発電効率	%	16.3	16.1	17.5	16.6	14.3
ごみ投入量	t	37,930	38,223	37,382	37,057	36,812
ごみ発熱量	kJ/kg	7,198	7,410	6,608	7,055	8,600

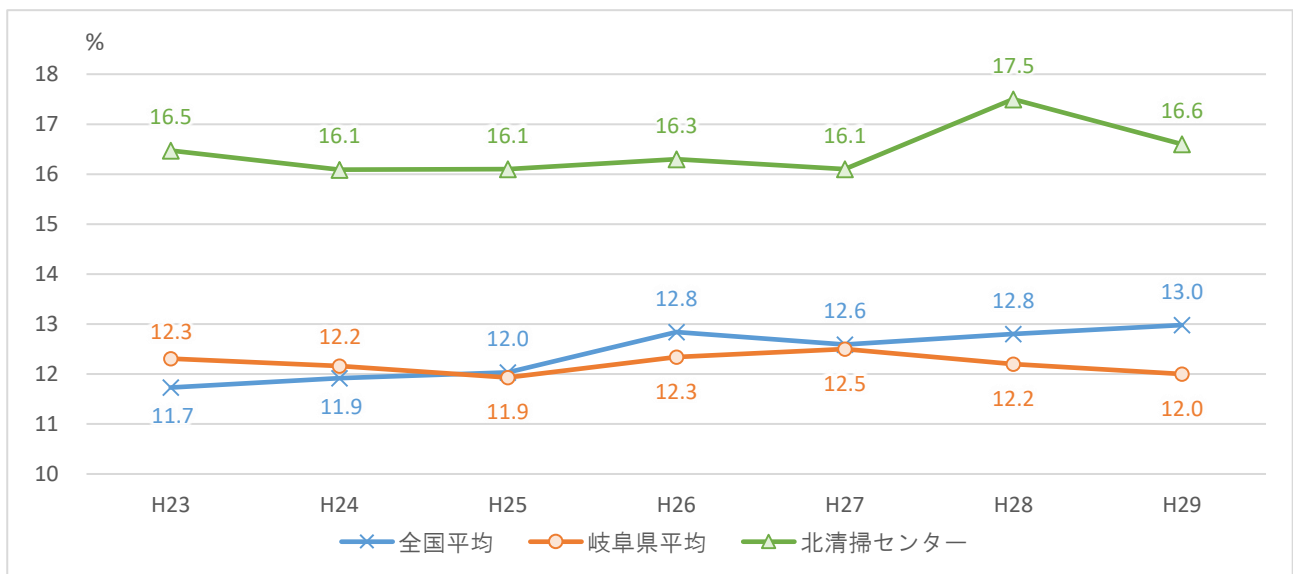


図 3-21 発電効率の比較

第4章 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理基本計画

(1) 基本方針

国は、「循環型社会形成推進基本法」(平成12年法律第110号)に基づき、循環型社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定しました。この計画では、第三次計画に掲げた「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組を引き続き中核的な事項として重視しつつ、更に「持続可能な社会づくりとの総合的取組」について将来像を描き、数値目標と実施すべき取組を具体的に記載しています。

本市においても、ごみ減量化・再資源化の推進、省資源化を推進することにより、循環型社会の実現に努めます。

また、環境基本計画に示されている基本方針の方針B〔 **資源を大切に暮らすまちづくり** 〕を本計画の基本方針とし、以下の基本的原則を設け、ごみを出さない暮らしの実践と、資源ごみの再利用やリサイクルを進め、持続可能な循環型社会の形成を目指します。

- 1：できる限り廃棄物を出さない。(発生抑制)
- 2：同じ形状のまま再使用する。(再使用)
- 3：物質として再資源化し、再生品を優先利用する。(再生利用)
- 4：エネルギーを回収して利用する。(熱回収)
- 5：やむを得ず排出される廃棄物は適正に処理する。(適正処理)

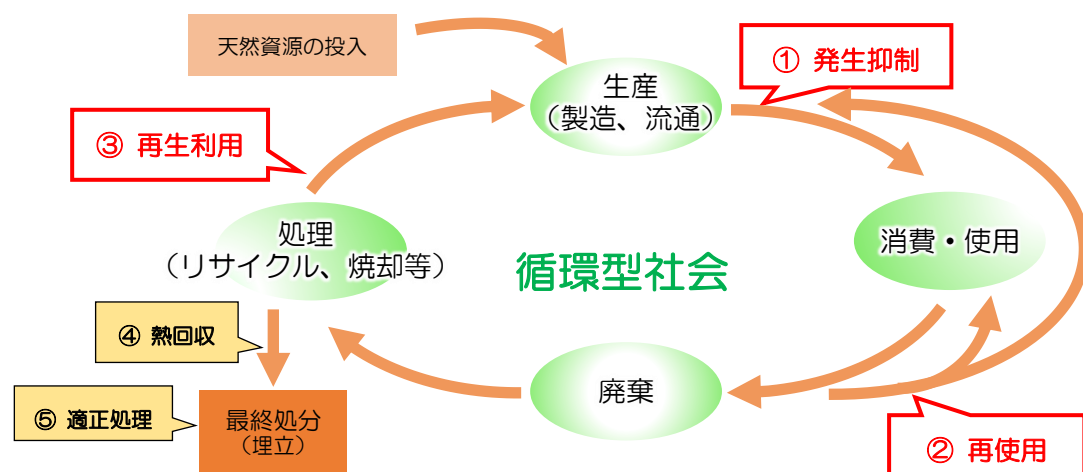


図 4-1 循環型社会のイメージ

(2) 目標

① 数値目標

本計画の目標は、環境基本計画で定めた目標「リサイクル率」、「北清掃センターで焼却されるごみの量」と、「排出量原単位」とします。

数値目標は最終目標年度での達成を見込んだものとしますが、早期達成に努めます。

また、達成した水準は維持し、さらに向上に取り組みます。

なお、前計画では排出量原単位の算出を集団回収や古紙拠点回収を除く「ごみ排出量」を基に行っていましたが、本計画では国のガイドラインに合わせて集団回収や古紙拠点回収を含む「ごみ総排出量」に修正しました。

表 4-1 数値目標

区分	前計画		本計画
	目標値 2020 (令和 2) 年度	実績値 2019 (令和元) 年度	目標値 2035 (令和 17) 年度
1 リサイクル率	35%	27.9%	30.0%
2 北清掃センターで焼却されるごみの量	—	41,640t	33,000t
3 排出量原単位※	922g/人・日 (資源集団回収及び古紙拠点回収含まず)	880g/人・日 (資源集団回収及び古紙拠点回収含まず)	—
	—	937g/人・日 (資源集団回収及び古紙拠点回収含む)	850g/人・日 (資源集団回収及び古紙拠点回収含む)

※排出量原単位 上段：排出量原単位 = ごみ排出量 (生活系廃棄物 (集団回収及び古紙拠点回収量を除く) + 事業系廃棄物 (併せ産廃量を除く)) ÷ 人口 ÷ 年間日数
下段：排出量原単位 = ごみ総排出量 (生活系廃棄物 (集団回収及び古紙拠点回収量を含む) + 事業系廃棄物 (併せ産廃量を除く)) ÷ 人口 ÷ 年間日数

1) リサイクル率

リサイクル率はごみ総排出量中の総資源化量の割合で算定し、本計画の上位計画である環境基本計画においては、**2027（令和 9）年度までにリサイクル率を 30%にすることを目標として定めています。**

過去の実績を見るとリサイクル率は減少傾向にあり、令和元年度は **27.9%**となっています。

リサイクル率減少の要因としては、新聞や雑誌の購読量の減少やペットボトル等の容器の減量化などが挙げられます。また、近年は民間設置の拠点回収によって、市が把握できない資源が増加している傾向にあります。

そのため、現行施策の中でも資源の分別強化をするとともに、新たに廃プラスチックごみの資源化についても検討します。また、事業者に対して食品リサイクルへの取組みを推進します。

本計画においては、目標年度の **2035（令和 17）年度までにはリサイクル率 30%を達成し、これを維持すること**を目標とします。

リサイクル率を、
2035（令和 17）年度までには 30%を達成し、これを維持します。

2) 北清掃センターで焼却されるごみの量

環境基本計画においては、**2027（令和 9）年度までに北清掃センターで焼却されるごみの量を 37,790t にすることを目標として定めています。**

現状（2019（令和元）年度）における北清掃センターで焼却されるごみの量は **41,640t** であるため、食品ロスの削減をはじめ、生ごみの水切りや食品リサイクルを推進すること等により、ごみの発生抑制を推進することで、環境基本計画の目標の達成に努めます。

そのため、本計画においては、ごみの焼却量を現状から約 **20%削減し、目標年度の 2035（令和 17）年度には 33,000t まで削減すること**を目標とします。

北清掃センターで焼却されるごみの量を、
2035（令和 17）年度には 33,000t とします。

3) 排出量原単位

前計画において定めた排出原単位は、資源集団回収量及び古紙拠点回収量を除いた目標値で、2019（令和元）年度は 880g/人・日でした。本計画では、国の循環型社会形成推進基本計画などで指標とされている「1人1日当たりのごみ排出量」などを参考に、資源集団回収及び古紙拠点回収量を含めたごみの総排出量（産業廃棄物を除く）から「排出量原単位」を算出します。

新たな「排出量原単位」の 2019（令和元）年度実績は 937 g/人・日であり、「北清掃センターで焼却されるごみの量」と同様、ごみの発生抑制を推進することで、削減を図ります。

本計画における目標は、目標年度の 2035（令和 17）年度までに約 9%削減し、850g/人・日とします。

排出量原単位を、
2035（令和 17）年度には **850g/人・日** とします。

② エネルギー利活用

北清掃センターは、ごみ溶融処理時に発生する熱を利用した発電を行っており、発電した電力は、概ね施設内で利用されています。

今後はごみの減量により、発電効率の低下が考えられますが、高効率なエネルギー回収・利用を維持し続けることを目標とします。

(3) 施策一覧

本計画の施策は、表 4-2 に示すとおりです。

基本的原則の項目（P36 より）

①発生抑制 ②再使用 ③再生利用

④熱回収 ⑤適正処理

表 4-2 (1) 施策一覧

今後の取組		事業計画	開始予定	基本的原則
Ⅰ 市民・事業者への情報提供・指導	積極的な広報			
	動画配信等、様々なメディアを活用して市の環境への取組を広報する。	継続		①②③④⑤
	ウェブサイトにごみ分類の検索ページを導入する。	新規	R 3 ~	③⑤
	ごみ出しガイドブックを定期的に改訂し、分別方法やリサイクルの仕組みを掲載する。また、外国語版の使用言語の追加を検討する。	継続検討		③⑤
	生ごみの水切り・食品ロスの削減・雑がみのリサイクルについて周知の徹底を図る。	強化		①③
	プラスチック製容器包装の使用抑制やリサイクル可能な代替製品の使用に切り替えるよう啓発する。	強化		①③
	情報提供の充実			
	北清掃センターの見学会や依頼に応じた説明会を開催するとともに、キャンペーン等を実施して、情報提供の機会を増やす。	強化		③④⑤
	排出時の指導の充実			
	警告シールの貼付など、職員による指導体制を充実する。	継続		③⑤
Ⅱ 環境学習プログラムの提供	社会教育における環境学習プログラム 学校教育における環境学習プログラム			
	市主催のイベントの他に各種団体と連携して環境学習の機会を提供する。	強化		①②③④⑤
	小中学校等へ体験型の出前講座を提供する等、児童生徒の意欲を引き出す。	強化		①②③④⑤
	動画配信等による学習プログラムを作成することで、いつでも環境学習をできる環境を整備する。	強化		①②③④⑤
Ⅲ 市民・事業者・行政の連携	市民、事業者との連携			
	団体による清掃活動を支援する。	継続		③⑤
	大型店舗等と協働して、キャンペーンを実施する。	新規	R 3 ~	①③
	他団体等と連携してイベント出展等を実施し、施策のPRを行う。	継続		①②③⑤
	市民、事業者、市の役割分担の確立			
	環境基本計画の終了時に新規計画を策定し、改めて三者の役割分担を確立する。	新規	R 8 ~	①②③④⑤
	環境市民会議において、施策を進捗管理する。	継続		①②③④⑤

表 4-2 (2) 施策一覧

今後の取組		事業計画	開始予定	基本的原則
目 市民・事業者・行政の連携	市民、事業者の取組への支援			
	コンポスト（ダンボールコンポストを含む）の使用方法や取組みをウェブサイトに掲載しPRする。	強化		①③
	自治会が管理するごみステーションにおいて、一部外国語にも対応した注意看板を提供する。	新規	R 3～	③⑤
	広報紙でマイバッグの使用を呼びかける。	継続		①
	不用品交換銀行のウェブページの配置を見直しすることで閲覧しやすいものとする。	強化		②
	環境行動優良事業所の登録事業者をウェブページに掲載し、取組を紹介する。	継続		①②③⑤
	市民、事業者の自発的な活動の育成			
	出前講座の提供による情報提供をする。	継続		①②③④⑤
	団体と協働で環境活動を実施する。	継続		①③⑤
	県や国の表彰制度を活用して、継続して環境活動を実施する団体を表彰する。	継続		③⑤
	事業者による回収等の推進			
	資源有効利用促進法等の各種リサイクル法に基づく回収、メーカー等による自主回収を促進する。	継続		③
	リチウムイオン電池、プリンタインクカートリッジ等の店頭回収を促進する。	強化		③
	古紙回収業者による古紙類拠点回収を促進する。	強化		③
	社会情勢の変化等に応じて市の既存事業の見直し等を行う。	検討		①②③⑤
	集団回収の推進			
	社会情勢の変化等に応じて資源集団回収団体への奨励金額の調整を行う。	強化		③
	資源集団回収団体に雑がみ回収の強化を要請する。	強化		③
	国、県、その他の地方公共団体等との連携			
	引き続き連携・情報交換を行うとともに、災害時の廃棄物処理について相互協力を行う。	継続		③⑤

表 4-2 (3) 施策一覧

今後の取組		事業計画	開始予定	基本的原則
Ⅱ ごみの有料化	家庭ごみ処理手数料の見直し			
	可燃ごみ袋の価格について検討する。	検討		①
	事業ごみ処理手数料の見直し			
	事業ごみ処理手数料の価格について検討する。	検討		①③
Ⅲ 事業者の排出者責任の適正化	事業者の排出者責任の適正化			
	不適正な処理を行っている事業者に対し、立入検査を実施する。	継続		⑤
	県や各務原警察署と連携しパトロールや不法投棄者の摘発等に努める。	継続		⑤
Ⅳ 収集業務の効率的な推進	収集方法の見直し			
	回収日や回収ルートの見直し等、人口動態に合わせた収集方法の見直しを適宜実施する。	継続		⑤
	ルール違反品を収集しないことにより、排出者への啓発を実施する。	継続		③⑤
	ごみステーションのルール違反件数の公開	新規	R 3 ~	③⑤
	民間の事業者の活用			
	民間業者と連絡調整や意見交換を行うことで、効率的な収集業務を行う。	継続		⑤
Ⅴ 適正な中間処理の維持、向上	リサイクル推進のための中間処理システムの整備			
	焼却施設を適切に改修し、継続的な廃棄物処理を実施する。	継続		③④⑤
	適正な中間処理施設の維持			
Ⅵ 最終処分場の負担軽減	最終処分量削減に向けての研究			
	受入企業の能力やコストを総合的に考慮しつつ、飛灰の再資源化を推進する。	継続		③⑤

表 4-2 (4) 施策一覧

今後の取組		事業 計画	開始 予定	基本的 原則
品目別の施策	古紙類			
	資源集団回収団体に雑がみ回収の強化を要請する。(再掲)	強化		③
	動画配信等、様々なメディアを活用して古紙回収を啓発する。	強化		③
	生ごみ			
	食品ロス削減計画を策定する。	新規	R 4 ~	①③
	動画配信等、様々なメディアを活用して水切り、食品ロス削減を啓発する。	強化		①③
	事業者の食品リサイクルを推進する。	新規	R 6 ~	①③
	粗大ごみ			
	モノを長く大切に扱うようライフスタイルの改善を図る。	継続		①②
	緑ごみ			
	民間の施設を活用して剪定枝等をバイオマス燃料としてリサイクルする。	継続		③
	ごみステーションに排出された緑ごみに警告シールを貼付する。	強化		③⑤
	プラスチック			
	過剰包装の抑制を啓発する。	継続		①
	国の動向を見極めつつ分別収集を検討する。	検討		③
	国・県等と連携した事業を実施する。	継続		①③
	新たな資源化品目の研究			
	プリンタインクカートリッジの回収を推進する。	強化		③
	さらなる減量を目指して、新たな資源化品目を研究する。	検討		③

表 4-2 (5) 施策一覧

今後の取組		事業計画	開始予定	基本的原則
Ⅸ 廃棄物にか かる実態の把握	廃棄物にかかる実態の把握			
	他自治体と比較することにより、実態を客観的に判断する。	新規	R 3 ~	①②③④⑤
	他自治体の不法投棄対策の研究を行う。	新規	R 3 ~	③⑤
	実態に基づく市民・事業者への情報提供・指導を充実する。	継続		①②③④⑤
Ⅺ 一事業所としての市の取組推進	一事業所としての市の取組推進			
	循環型社会の形成のための率先的な取組を行う。	継続		①②③④⑤
	新庁舎の建設に伴い、個々の収納スペースを縮小することにより個人資料等の無駄を省く。	新規	R 3 ~	①

2. ごみ排出量及び処理量の見込み

(1) 人口及びごみ排出量の将来予測

① 人口推計

将来人口推計は、図 4-1 に示すとおりです。

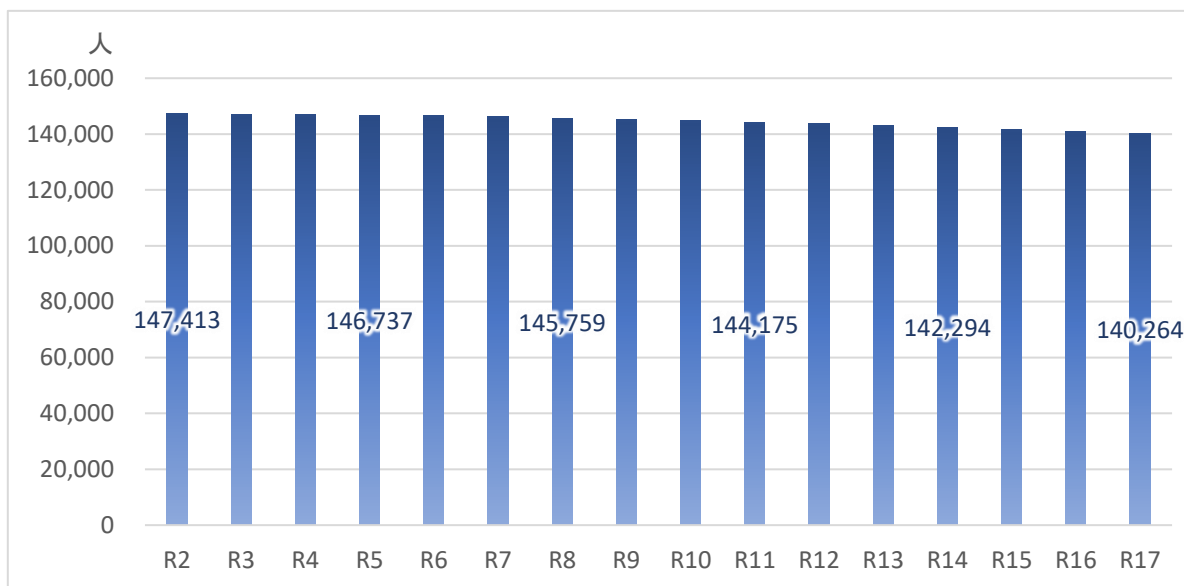


図 4-1 将来人口推計

(各務原市人口ビジョンにおける人口推計値を基に推計)

② ごみ総排出量の将来予測

ごみ総排出量の見込みは、図 4-2 に示すとおりです。

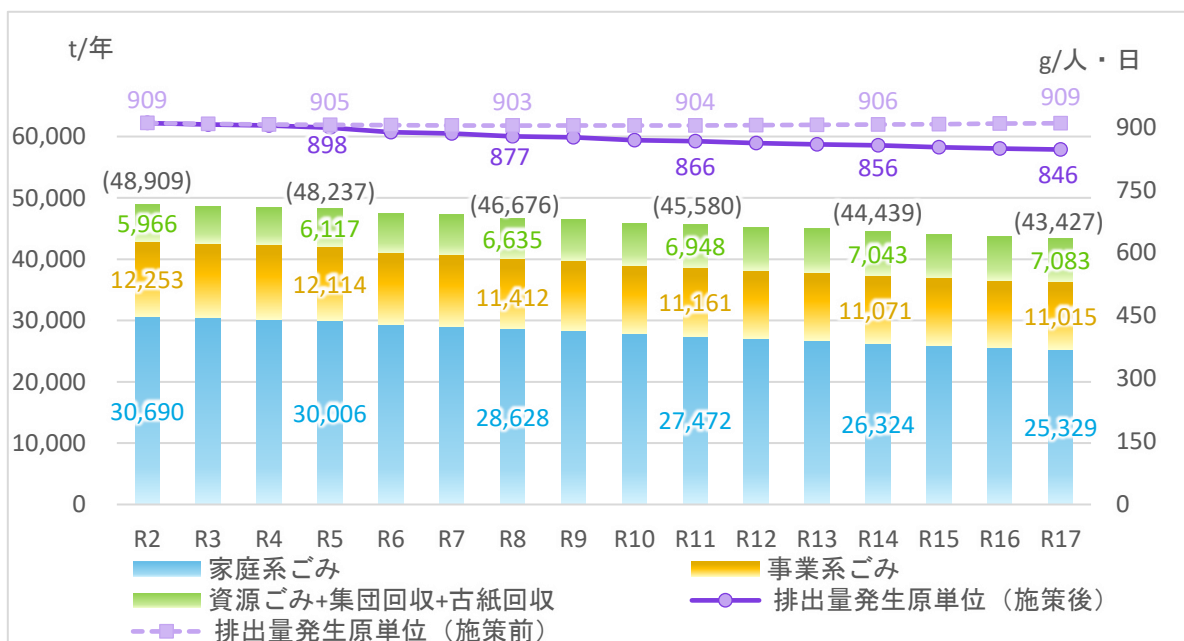


図 4-2 ごみ総排出量の将来予測 (施策実施後)

③ 生活系ごみ排出量の将来予測

生活系ごみ排出量の見込みは、図 4-3 に示すとおりです。

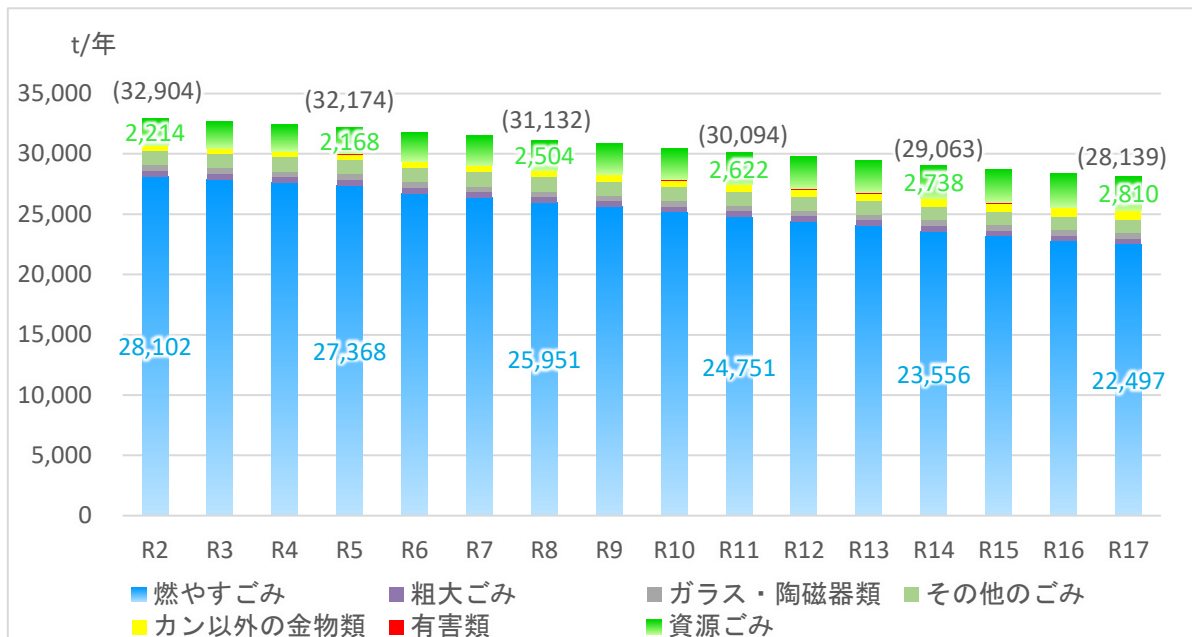


図 4-3 生活系ごみ排出量の将来予測（施策実施後）

④ 事業系ごみ排出量の将来予測

事業系ごみ排出量の見込みは、図 4-4 に示すとおりです。

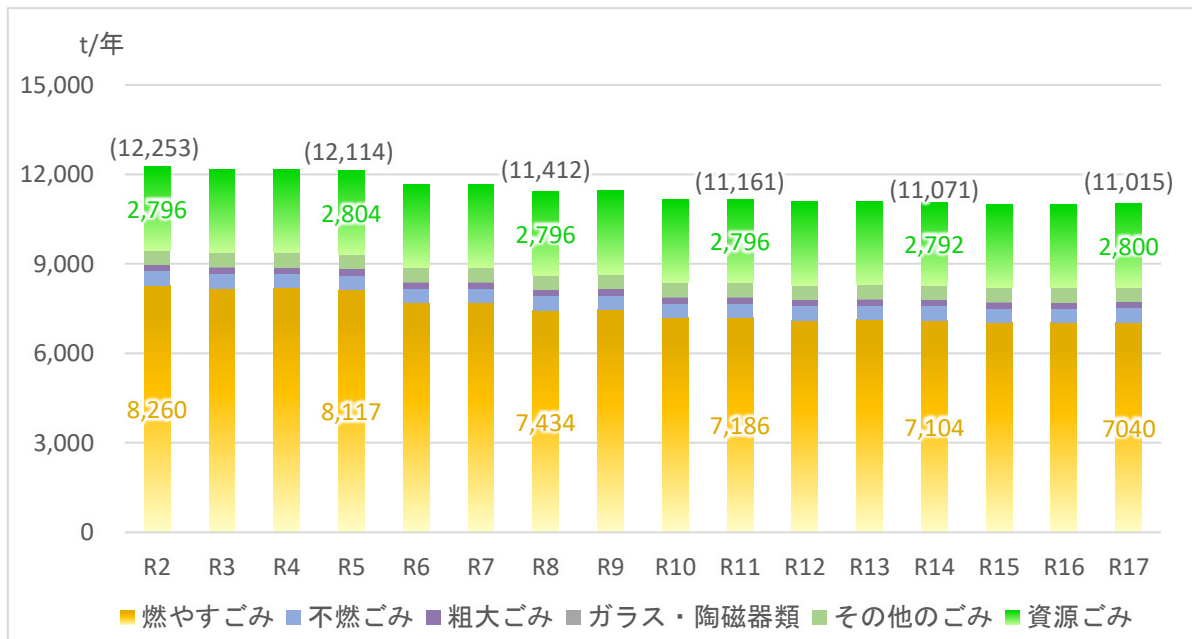


図 4-4 事業系ごみ排出量の将来予測（施策実施後）

⑤ 資源化量・リサイクル率の将来予測

資源化量・リサイクル率の見込みは、図 4-5 に示すとおりです。

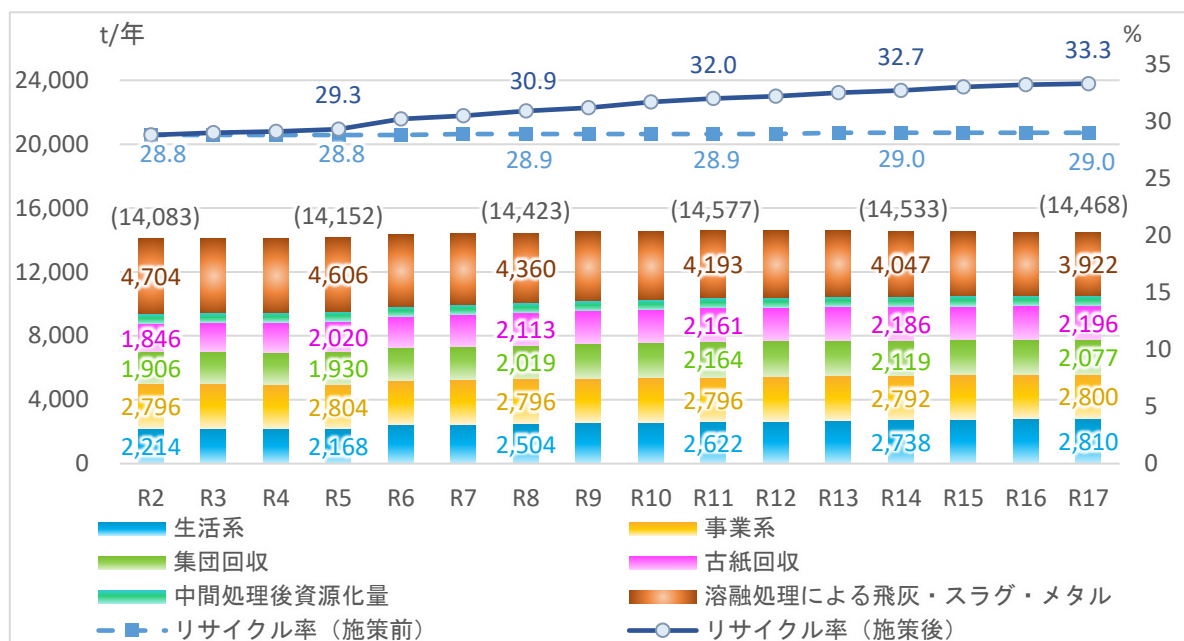


図 4-5 資源化量・リサイクル率の排出量の将来予測（施策実施後）

⑥ 焼却量・最終処分量の将来予測

焼却量及び最終処分量の見込みは、図 4-6 に示すとおりです。

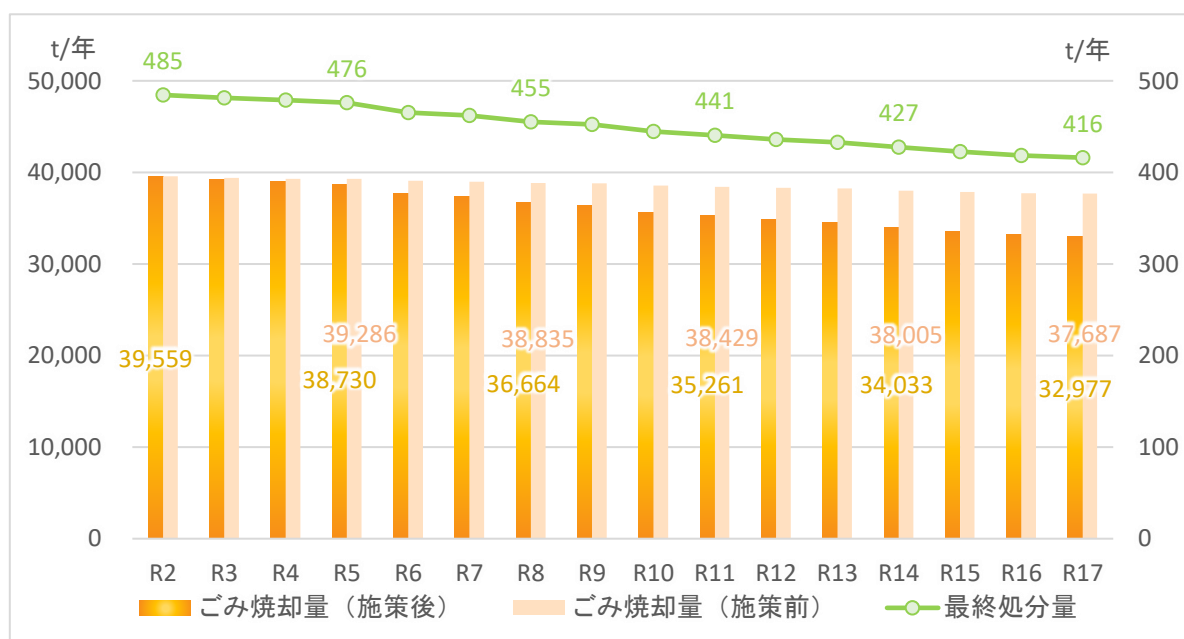


図 4-6 焼却量及び最終処分量の排出量の将来予測（施策実施後）

（２）エネルギー回収・利用の将来予測

エネルギー回収・利用の将来予測は、図 4-7 に示すとおりです。

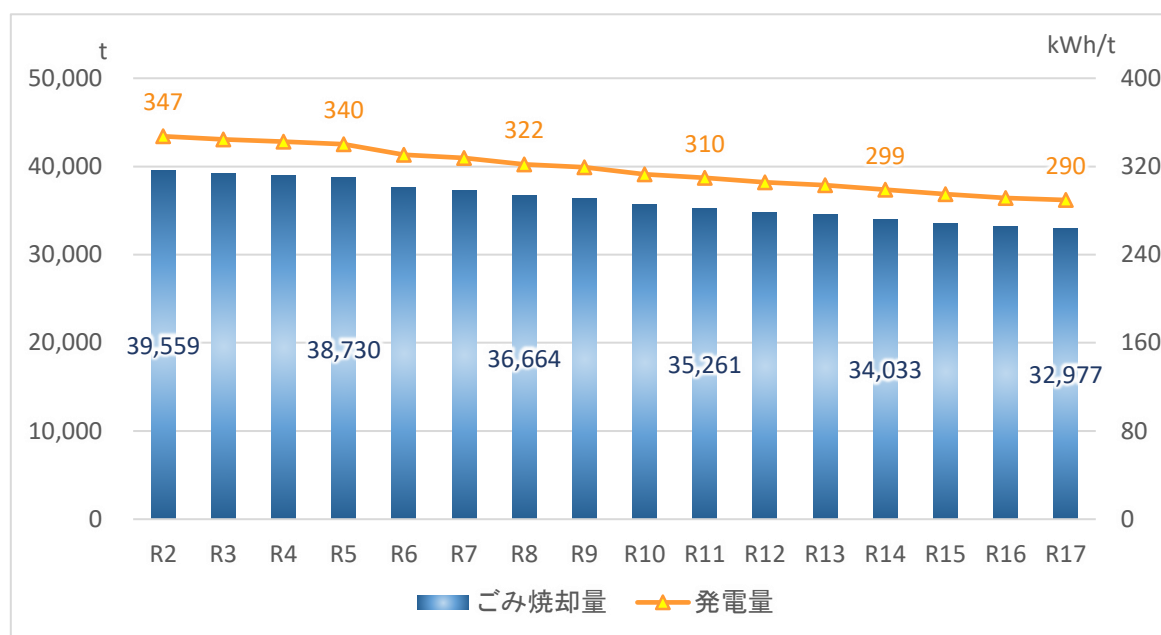


図 4-7 エネルギー回収・利用の将来予測

(3) ごみ処理に関する基本的事項

① ごみ処理フロー

目標年度（2035（令和 17）年度）におけるごみ処理フローは、図 4-8 に示すとおり、現処理体制を維持します。

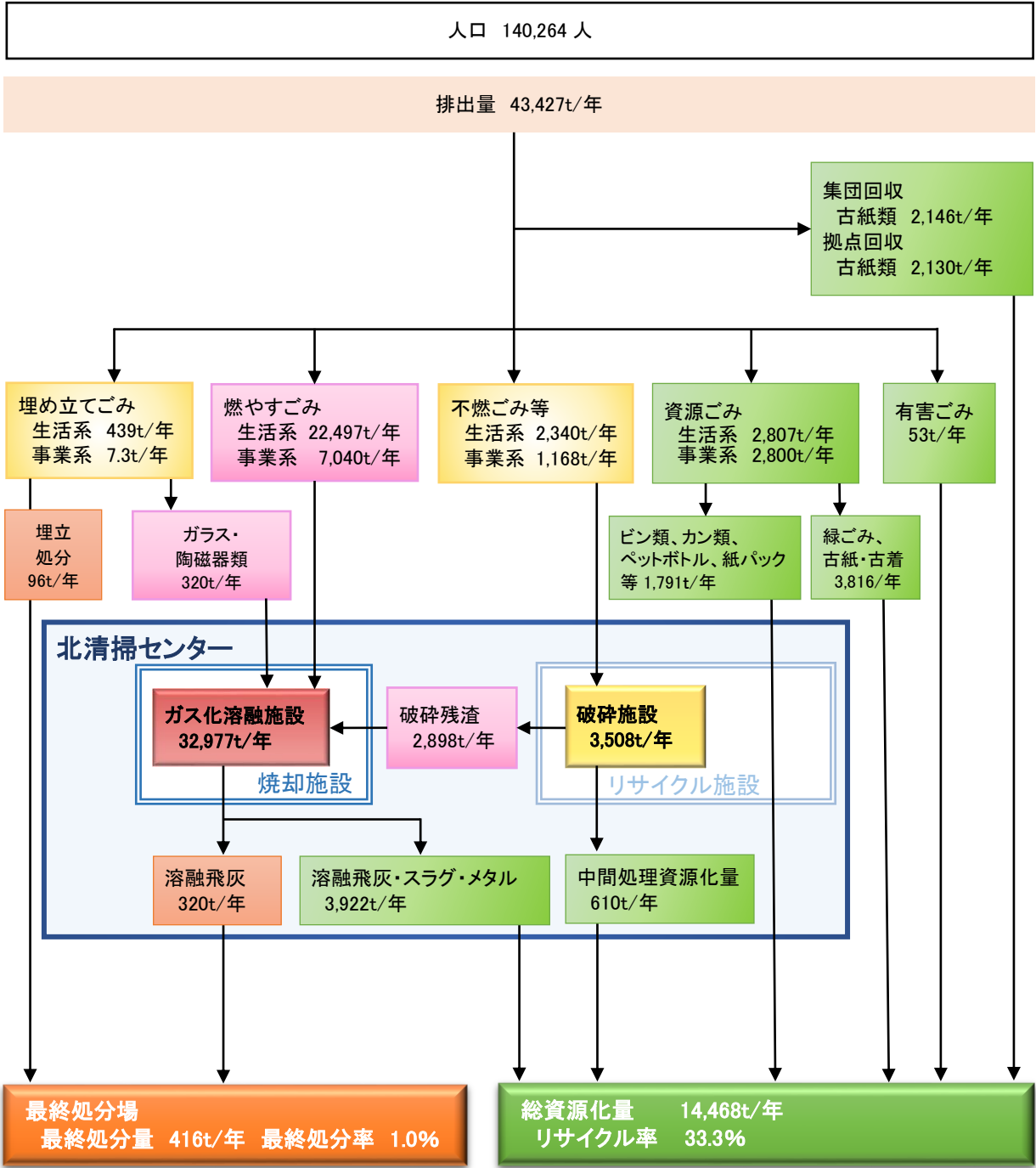


図 4-8 目標年度（2035（令和 17）年度）におけるごみ処理フロー

② 収集・運搬計画

目標年度（2035（令和 17）年度）における収集・運搬体制は、表 4-3 に示すとおり、現処理体制を維持します。

表 4-3 目標年度（2035（令和 17）年度）における収集・運搬体制

項目		収集形態	収集方法	収集頻度	排出方法	備考
燃やすごみ		委託	ステーション収集	週 2 回	指定ごみ袋	
分別して出すごみ	カン類	委託		月 1 回	コンテナ（黄）	
	無色・透明のビン				コンテナ（青）	無色・透明のビンの看板
	その他の色のビン				コンテナ（青）	その他の色のビンの看板
	ペットボトル				コンテナ（緑）	
	紙パック				コンテナ（緑）	紙パックの看板
	有害類				コンテナ（赤）	
	カン以外の金物類				コンテナ（黄）	カン以外の金物類の看板
	ガラス・陶磁器類				コンテナ（青）	ガラス・陶磁器類の看板
	粗大ごみ				－	
	その他のごみ				透明な袋	
紙類・古着（川島地区のみ）		委託		年 10 回	ひもで縛る	
緑ごみ		委託		月 1～2 回	透明な袋又はひもで縛る	
古紙		委託	拠点回収	随時	ひもで縛り回収 BOX	
小型家電		直営	拠点回収	随時	回収 BOX	

③ 最終処分計画

目標年度（2035（令和 17）年度）における最終処分は、現処理体制を維持します。ただし飛灰については、受入企業の能力やコストを総合的に考慮し、状況に合わせた方法で適切な最終処分を行います。

第5章 計画の推進

1. SDGs（持続可能な開発目標）達成に向けての配慮

現在、本市では SDGs の達成に向けての取組みを進めています。適切なごみ処理は、SDGs の目標 13（気候変動の緩和）、目標 12（循環型社会の形成）、目標 6 と 11（衛生的な都市インフラの維持）といった直接目標達成に寄与する分野のほか、その推進を通じて他の多くの分野に好影響を与えるものです。

とりわけ、気候変動対策が現在喫緊の課題となっていることを踏まえ、低炭素社会の実現やこれと緊密な関係にある循環型社会の実現に向けて取組みを進めていくことや、その実践の場として地域の活性化にもつながる地域循環圏づくりが求められています。

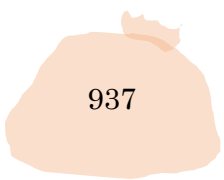
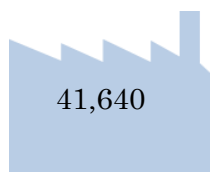
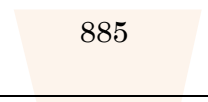
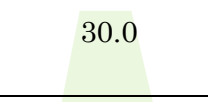
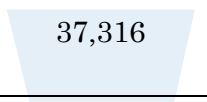
2. 計画の推進と公表

本計画の推進には、市民・事業者・市の協働が必要です。

住民や事業者の意見・要望を反映させ本計画を効率的に推進していくために、事業の進捗状況を各務原市環境市民会議に報告し、市民や事業者等とともに評価を行います。その結果をもとに事業の改善を図り、より良い廃棄物行政の推進に努めます。

また、本計画を広く周知するため、ホームページ等で公開することにより情報提供を行います。

表 5 計画の推進目標

		排出量発生原単位 g/人・日	リサイクル率 %	ごみ焼却量 t
基本年度 R1		937 	27.9 	41,640 
中間 目標 年度	R7	885 	30.0 	37,316 
	R12	861 	30.0 	34,809 
目標年度 R17		850 	30.0 	33,000 